

# 平成27年6月甲良町議会定例会会議録

平成27年6月4日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成26年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 報告第2号 平成26年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計予算）
- 第5 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成26年度甲良町一般会計補正予算（第8号））
- 第8 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第5号））
- 第9 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号））
- 第10 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成26年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号））
- 第11 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 第12 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第6号））
- 第13 承認第9号 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 第14 議案第40号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第41号 平成27年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第16 同意第2号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて

## ◎会議に出席した議員（12名）

1 番	山 田 裕 康	2 番	阪 東 佐智男
3 番	野 瀬 欣 廣	4 番	西 川 誠 一
5 番	濱 野 圭 市	6 番	丸 山 光 雄
7 番	木 村 修	8 番	藤 堂 一 彦
9 番	丸 山 恵 二	10 番	金 澤 博 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	建 部 孝 夫

## ◎会議に欠席した議員

な し

## ◎会議に出席した説明員

町 長	北 川 豊 昭	教 育 長	堀 内 光 三
総務課長	中 川 愛 博	教 育 次 長	山 本 昇
税務課長	上 田 和 光	産 業 課 長	若 林 嘉 昭
住民課長	山 田 禎 夫	建設水道課長	北 坂 仁
総務課参事	宮 川 哲 郎	学校教育課長	藤 村 善 信
企画監理課長	中 川 雅 博	社会教育課長	川 嶋 幸 泰
人権課長	陌 間 守	会計管理者	寺 川 貴代美
保健福祉課長	米 田 志保子		

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌 間 忍	書 記	山 崎 志保美
------	-------	-----	---------

(午前9時01分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成27年6月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 丸山光雄議員および7番木村議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの12日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成27年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

まず、地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年4月から人事評価制度が導入されます。これにより、甲良町では本年4月より施行しております。この制度は、職員一人一人の能力、業績主義の人事管理を実施し、職員の意識改革と能力開発を効果的に推進することを目的としています。人事評価制度の実施に当たり、より一層の職員の資質向上および住民サービスの向上に努めたいと思います。

次に、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づき、甲良町の地域課題の総合的な解決と、魅力あふれる地方創生を実現するため、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す地方人口ビジョンと、今後5年間に実行すべき計画となる地方総合戦略の策定に当たり、大学教授や金融機関、企業、住民代表など、関係者の意見を幅広く反映させるために設置しました「甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」ですが、先月、第1回の委

員会を開催しましたところ、特に住民代表である委員の皆様からさまざまな意見を頂戴しました。今後はこれらの意見を参考に、職員一丸となりまして人口問題を克服するため、定住または移住者支援を展開してまいりますので、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

報告第1号は、平成26年度一般会計予算において、翌年度に1億844万3,000円の明許繰越をしました繰越計算書の報告であります。

報告第2号は、平成26年度下水道事業特別会計予算において、翌年度に4,000万円の明許繰越をしました繰越計算書の報告であります。

承認第1号、承認第2号は、地方税法の一部を改正されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

承認第3号は、平成26年度一般会計補正予算（第8号）で、6,285万4,000円を減額し、総額36億7,031万2,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、平成26年度介護保険特別会計補正予算（第5号）で、73万円を減額し、総額7億6,385万円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、平成26年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）で、303万6,000円を追加し、総額2,599万9,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第6号は、平成26年度土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）で、439万円を追加し、総額939万2,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第7号は、平成26年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、3,111万8,000円を減額し、総額4億7,378万9,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第8号は、平成26年度せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第6号）で、933万円を減額し、総額1億7,837万2,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第9号は、駐車中の自動車に接触し、相手方車両の前方右側バンパーを損傷したことに伴い、額の専決処分の承認をお願いするものであります。

議案第40号は、地方税法の一部を改正されたことに伴い、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、平成27年度一般会計補正予算（第1号）で、690万

1,000円を追加し、補正後の予算額を35億8,690万1,000円とするものであります。

主な補正項目といたしまして、歳入では、自治振興交付金提案事業、諸収入におけるコミュニティ事業助成金の増額、歳出では、土地利用計画作成支援業務、コミュニティ助成事業補助金の確定による増額でございます。

同意第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めるものであります。

以上、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な承認、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○**建部議長** 日程第3 報告第1号および日程第4 報告第2号を一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、順次報告を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** 報告第1号 平成26年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成26年度甲良町一般会計予算において次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりください。

款、項、事業名、翌年度繰越額の順に報告いたします。2款 1項 総務管理費、プレミアム付商品券交付事業5,843万9,000円、地方創生先行事業3,454万円、番号制度対応システム改修業務委託事業950万4,000円、6町クラウド対応既存データ移行事業16万円、6款 1項 農業費、せせらぎの里整備事業200万円、8款 2項 道路橋梁費、社会資本整備交付金事業380万円、合計、金額1億6,583万4,000円、翌年度繰越額1億844万3,000円でございます。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** それでは、報告第2号についてご説明します。

平成26年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計予算）。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成26年度甲良町下水道事業特別会計予算において次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお願いいたします。

下水道事業費、1項 公共下水道事業費、公共下水道事業で4,000万

円の翌年度繰り越しでございます。合計額として、金額が4,258万2,000円、翌年度繰越額が4,000万円でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第5 承認第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(甲良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 専第1号 専決処分書。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

それでは、この条例につきましては、平成27年3月31日付をもちまして専決処分をさせていただくものでございます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付されたことによりまして、本条例の規定を改正をするものでございます。

主な改正内容といたしましては、付則の第7条第2項につきましては、個人住民税の住宅ローンの減額措置についての1年半の延長をするものによる所定の改正でございます。

付則第9条および付則第9条の2につきましては、個人の住民税の寄付金控除額に係る申告の特例ということで、ふるさと納税に係る限度額、1割から2割に引き上げ、およびふるさと納税のワンストップ特例の改正によるものでございます。

次に、付則第11条および第12条、第13条でございますが、宅地および農地の価格の特例の3年延長による所要の改正でございます。

次に、付則16条でございますが、これは軽自動車税の税金の特例ということで、改正内容といたしましては、一定の環境性能を有する軽四輪車につきましては、グリーン特例ということで軽減をされることに伴う所要の改正ということで、75%軽減、50%軽減および25%軽減ということになる

ものでございます。

最後に、第2条、原動機付自転車および二輪車に係る税率引き上げにつきましては、当初、平成27年4月1日であったものを平成28年4月1日に1年間延長されることによる所要の改正ということになります。

以上でございます。よろしくご審議の方、よろしくお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 確認ではありますが、この間、法人税の減税がされています。それで、今回のこの地方税の改正については、収益を上げられない法人からも課税ベースを広げるという逆立ちした減税策がとられたわけですが、法人税3税だと思えますけれども、その減税策と関連はあるかないかの確認だけお願いいたします。

○**建部議長** 税務課長。

○**上田税務課長** 今回の改正とは直接は関係ございません。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** それぞれ改正案は複雑でありますけれども、特に、例えば軽自動車の増税が実行されているわけです。その中でもこういう75%、50%、25%の軽減策が導入される。それから、宅地の課税の軽減策の延長など、含まれていまして、不十分でありますけれども賛成といたします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第1号は承認されました。

次に、日程第6 承認第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 専第2号 専決処分書。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

今回のこの条例につきましても、平成27年3月31日付で専決処分をさせていただくものでございます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび2割軽減、5割軽減の対象世帯に対する所得判定基準を改正するものでございます。

第2条といたしまして、これは課税分の国民健康保険税の課税限度額の見直しということで、基礎課税分51万円を52万円に限度額を上げる。そして、後期高齢者支援金分の課税限度額の16万円を17万円に上げる。そして、介護納付金課税分の限度額14万円を16万円に引き上げるものと、低所得者に係る保険税の軽減の拡充ということで、軽減判定の5割軽減の判定基準であります24万5,000円を26万円に、そして、2割軽減の軽減判定基準額であります45万円を47万円に引き上げるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の方をお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 国民健康保険制度そのものの問題が大きくクローズアップされています。今回の改正で、国の国庫支出を大幅に減額した。パーセンテージで言えばその当時の25%削減をしてきたわけですけども、この根本的な改善をしないまま、今度は都道府県単位の事業規模に保険業者、保険の範囲で運営をしていくという方向が出されていますし、決められています。そういう



中での軽減策の幅が拡充をされているという部分があります。

それから、課税の限度額が引き上げられるというところで、もともとの高い国保税の根本問題が解決をされていないという、そういう改正でありまして、賛成するわけにいかないということを表明させていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第2号は承認されました。

次に、日程7 承認第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(平成26年度甲良町一般会計補正予算(第8号))。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 専第3号 専決処分書。

平成26年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日。

それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。

歳入歳出予算、既定の総額から歳入歳出、それぞれ6,285万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ36億7,031万2,000円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、歳入歳出予算補正の表でご説明させていただきます。地方債の補正につきましては、地方債補正の表で説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

歳入、1款 町税、補正額3,800万円の減、2款 地方譲与税122

万9,000円の減、3款 利子割交付金19万2,000円の減、4款 配当割交付金253万8,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金264万9,000円、6款 地方消費税交付金720万円の減、7款 自動車取得税交付金45万3,000円の減、8款 地方特例交付金40万1,000円の減、9款 地方交付税1億4,346万2,000円。

2ページをご覧ください。

10款 交通安全対策特別交付金24万5,000円の減、11款 分担金及び負担金21万5,000円の減、13款 国庫支出金848万4,000円の減、14款 県支出金321万2,000円の減、17款 繰入金1億3,377万7,000円の減、19款 諸収入959万5,000円の減、20款 町債850万円の減。

3ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額37億3,316万6,000円、補正額6,285万4,000円の減、合計36億7,031万2,000円でございます。

4ページをご覧ください。

歳出、1款 議会費、補正額156万7,000円の減、2款 総務費402万8,000円の減、3款 民生費1,787万9,000円の減、4款 衛生費964万6,000円の減、6款 農林水産業費566万2,000円、7款 商工費328万5,000円の減、8款 土木費678万9,000円の減。

5ページをご覧ください。

10款 教育費848万6,000円の減、12款 公債費300万円の減、13款 諸支出金1,383万6,000円の減。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

地方債補正でございます。起債の目的、地域活性化事業債（紫雲苑整備）620万円の減、補正後5,400万円、せせらぎの里こうら整備事業債230万円の減、1,420万円、合計850万円の減、補正前2億1,932万1,000円、補正後2億1,082万1,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第8 承認第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第5号))。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 専第4号 専決処分書。

平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第5号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

補正予算書、表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億6,385万円とすることを願います。

1ページ、1表をお願いいたします。

歳入、3款 国庫支出金、補正額48万2,000円、6款 繰入金123万2,000円の減でございます。9款 財産収入2万円、歳入歳出合計、補正前の額7億6,458万円、補正額73万円の減、合計7億6,385万円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

歳出、1款 総務費、補正額75万円の減でございます。2款 保険給付費、財源更正のみでございます。5款 基金積立金2万円、7款 予備費、財源更正のみでございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、承認第4号を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第9 承認第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて。  
(平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号))。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○陌間人権課長 専第5号 専決処分書。

平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をお願いするものでございます。

表紙裏面をお願いします。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ303万6,000円を追加し、総額2,599万9,000円をお願いするものでございます。

1ページをお願いします。

歳入、1款 県支出金1万2,000円の減、2款 繰入金31万8,000円の減、3款 諸収入336万6,000円の増、歳入合計、補正前の額2,296万3,000円、補正額303万6,000円、合計2,599万9,000円でございます。

次、2ページをお願いします。

歳出、1款 総務費33万円の減、2款 公債費54万5,000円の減、4款 諸支出金391万1,000円の増、歳出合計は歳入合計と同額でござ

ざいます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。

今回の補正予算の中にもあらわれていますが、新築資金が、償還が順調に進めば、一般会計への貢献ができることとあります。今回は391万1,000円という金額であります。以前説明があった一般会計からの繰り出し、つまり、この特別会計への貸し付けの償還が始まったことを示しているというように思います。

そこで、私は2つのことを提起をしておきたいと思っております。この問題は、同和対策事業、甲良町として重要な課題として進めてきたことが、こういうようにして最終的に公正に終結をしていけば一般会計にも貢献ができること、そして、これは担保物件をとったこととありますので、わずかしかな償還をしていない方があります。そういう点では2つのうち1つは担保物件があること、それから、同和対策事業で町民の理解のもとで進めた事業であることをきっちりと伝えて償還に進むように説得をしてほしいということです。

もう1つは、高齢化や低所得、貧困などが広がっています。そういう点では条件変更をして、返済額、年金だとか、それから無収入の方、生活保護、こういうように落ち込んでいく状況が町民の中、それから、この新築資金の利用者の中にもあらわれているというように思います。そういう点では、その条件変更の配慮を担当課としても丁寧に、金融機関とも連携をとり、そして、アドバイスをしながら進めていただくことを指摘をさせていただいて、賛成討論といたします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第5号は承認されました。

次に、日程第10 承認第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

- 陌間事務局長** 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて。  
(平成26年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号))。  
上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

- 建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。  
人権課長。

- 陌間人権課長** 専第6号 専決処分書。

平成26年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

表紙裏面をお願いします。

規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ439万円を増額し、総額を939万2,000円をお願いするものでございます。

1ページをお願いします。

歳入、1款 財産収入、補正額439万円、歳入合計、補正前の額500万2,000円、補正額439万円、合計939万2,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

歳出、1款 公共事業用地取得事業費、補正額100万1,000円の減でございます。2款 諸支出金539万1,000円の増でございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

- 建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。  
西澤議員。

- 西澤議員** 今日の朝、全員協議会で質問した内容の回答がありました。改めて説明を求めたいというように思います。そして、それプラス、もう1つは、処分単価をいくらに設定をして処分をしているのか、説明をお願いいたします。

- 建部議長** 人権課長。

- 陌間人権課長** 土地取得造成につきましてでございますが、平成25年までの残ということで22カ所8,250平方メートルございました。平成26

年度分の処分につきましては、3カ所処分させていただきまして、960平方メートルでございます。あと残り19カ所ございまして、面積は7,290平方メートルでございます。残りの内訳としましては、呉竹が11カ所、長寺が8カ所となっています。平成26年度で処分しました箇所の手当あたりの単価は、宅地を処分しましたので、1万円で処分しております。

以上でございます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** この事業も同和対策事業が終結を迎えて後始末をしていく段階です。従来の、私が寄せていただいている当初からも監査委員さんの指摘がずっと連続して残地の処分が進行していないことが指摘をされて、早期の処分が指摘をされてまいりました。そういう点では、一つ一つ整理をされることでもありますし、何よりも町民の方々にこの同和対策事業の終結を迎えて、せっかく提供をして造成をした残地が勝手に使われたり、それから、放置をされてごみの捨て場になっているというのがあちこちで起こっていました。そういう点では管理を徹底をし、そして、処分に進む。そして、処分については同和対策事業の対象者という枠を払って、事業者ないしは住宅を建築する方など、枠を広げて進めることを改めて指摘をして賛成討論といたします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第11 承認第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第3号))。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 専第7号 専決処分書。

平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,111万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ4億7,378万9,000円とするものでございます。地方債の変更につきましては、第3表の地方債の補正で説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 国庫支出金1,100万の減額でございます。

2款 繰入金1,081万8,000円の減額でございます。4款 町債930万円の減額でございます。歳入合計といたしまして、補正前予算額5億490万7,000円、補正額が3,111万8,000円の減額です。補正後合計が4億7,378万9,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費212万3,000円の減額でございます。2款 下水道事業費2,899万5,000円の減額でございます。3款 公債費はゼロ円でございます。歳出の合計額は歳入合計額と同額でございます。

3ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございます。起債の目的といたしまして、公共下水道事業債430万円の減額で、補正後が1,820万円でございます。流域下水道事業債500万円の減額で、1,640万円でございます。合計といたしまして930万円の減額で、補正前が1億9,390万円、補正後合計額が1億8,460万円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第7号は承認されました。

次に、日程第12 承認第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第6号))。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○**若林産業課長** 専第8号 専決処分書。

平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第6号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

補正予算書の表紙裏面をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出、それぞれ933万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,837万2,000円を専決処分するものでございます。

1ページをお開きください。

第1表 歳入、1款 繰入金、補正額620万円、3款 諸収入1,553万円の減額、歳入合計、補正前の額1億8,770万2,000円、補正額933万円の減額、合計金額といたしまして1億7,837万2,000円。

2ページをお開きください。

歳出でございます。1款 事務所費、補正額122万5,000円の減額、

2款 直売所運営費635万5,000円の減額、3款 道の駅運営費28万円の減額、4款 予備費147万円の減額、歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第8号は承認されました。

次に、日程第13 承認第9号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第9号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 専第9号 専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

損害賠償の額を定めることについて、本件事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方。

(1) 住所、滋賀県大津市際川4丁目10番5号。

(2) 氏名、株式会社オフィスシャイン、代表取締役、佐藤孝治。

2、事故の概要でございます。

平成27年2月20日の金曜日、午後1時、かつくら大津店（大津市木下町9番22号）の駐車場において、公用車を駐車場に停車しようとした際に、駐車中の相手方自動車に接触し、前方右側バンパーおよび社内に積んであったカーペット洗浄機が損傷したものでございます。

3、損害賠償額、29万816円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 何点かお尋ねします。全協でも論議がされたんですけども、1つは、私の質問に対して、人身事故の場合は処分の対象とするという回答があったんですが、それで、処分の公平性、それから厳正を期す上での審議会の設置を改めて、設置がされているのか、そして、その設置された処分基準ないしは顛末書を求めたわけですけども、その顛末書もそういう中に含まれて、そういう規定になっているのかどうかの説明が2つです。それから3つ目は、この相手さん、つまり私たち、以前から物損なり、それから、相手さんを傷つけたり、それから、公道のマンホールがはね上がって相手を傷つけるという事故もありました。公用車の場合は、甲良町の看板を背負いながら宣伝しているのと同じなんですよ。ですから、過ちは過ちできっちりと始末をする、そして、潔くおわびをするという点で、当事者はもちろんおわびをされたというように思いますが、わざわざこういうところに町長が出かけていくというのもどうかというように思いますが、事故を起こした職員と、プラス責任者ですね。総務課ないしは課長クラス、幹部の方がそろって、この相手さんにおわびに行くということも規定の中に盛り込む必要がありますし、このケースではそういうことをされたのかどうか、3点、お聞きいたします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 審査のやり方でございますが、全協でも説明させていただいたとおり、懲戒処分に当たる部分については審査会、審議会のほうで審査をさせていただいております。懲戒処分まで至らないと、今回のケースもそういう事例になると思うんですが、その場合には内規的なもので運用させていただいているということで、その中で顛末書の提出ということもさせていただいております。

1点、2点はそういう形でございますけれど、3点目につきましては、おっしゃるとおりでございます。そこまで徹底したことができておりませんので、今後はそのことも含めて取り組んでいきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 回答はいいと思いますけども、公用車、普通の乗用車ではなくて公用車で、甲良町と書いてあるんですよね。確かにぶつけようと思って事故を起こすわけではありませんし、故意ではないという点では信頼をしたいと思います。起きたことに潔く、さっきも言いましたけども、おわびをして、さすが甲良町だと思ってもらえるように。つまり、盗水問題などでいろいろありましたが、そういう点では、その事故を受けた方が、やはり3人、4人、多い場合ですと何十人、伝わっていくわけですよ。ですから、その始末はきちっとしてもらったという印象を持ってもらう上でもそういう対応をぜひ1つの制度といいますか、そういう中に、処理の規定の中に組み入れていただきたいことを申し上げておきたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第9号を裁決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第9号は承認されました。

次に、日程第14 議案第40号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第40号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○上田税務課長 甲良町税条例の一部を改正する条例でございます。

今回、地方税法の一部改正による改正でございます。

主な改正といたしましては、第2条、36条の2、51条、63条の2、63条の3、71条、74条、74条の2、89条、90条、139条の3

および付則10条の3につきましては、行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律の規定の整備、マイナンバー、番号法の規定に伴う所要の整備ということになっております。

次に、付則第10条の2でございますが、これは、地域決定型地方税制特別措置ということで、我が町特例の特例項目の追加による改正でございます。

そして、付則16条の2でございますが、これはたばこ税の税率の特例ということで、特別税率の廃止に伴う旧3級品の紙巻きたばこの税の増額の激変緩和措置の規定でございます。現行1,000本あたり2,495円が、最終31年に5,262円に上がるものを激変的に1年ずつ緩和するものでございます。

以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第41号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第41号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。

平成27年度甲良町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、既定の総額に歳入歳出それぞれ690万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ35億8,690万1,000円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、歳入歳出予算補正の表で説明させていただきます。地方債の補正につきましては、地方債補正の表で説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

歳入歳出予算補正、歳入、14款 県支出金、補正額100万円、18款 繰越金110万円、19款 諸収入330万1,000円、20款 町債150万円、歳入合計、補正前の額35億8,000万円、補正額690万

1, 000円、合計35億8,690万1,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出、2款 総務費、補正額690万1,000円、8款 土木費、財源更正のみでございます。9款 消防費、財源更正のみでございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

3ページをご覧ください。

地方債補正でございます。起債の目的、町道新設改良事業債1,160万円の減の補正額でございます。池寺西ヶ丘地先整備事業債590万円、補正後590万円、地方道路等整備事業債670万円、670万円、緊急防災・減災事業債520万円、520万円、防災基盤整備事業債470万円の減の補正額でございます。合計150万円、補正前1億5,130万円、補正後1億5,280万円でございます。

以上で説明を終わります。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

なお、討論、採決につきましては、最終日15日に行います。

次に、日程第16 同意第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第2号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成27年6月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方税法第423条第3項の既定により、議会の同意を求めます。

住所、犬上郡甲良町大字金屋1280番地3。

氏名、久保田進。

生年月日、昭和25年11月16日。

久保田氏は、平成21年7月に評価委員に選任をされておりました、今回

で3期目にあたります。任期は3年でございます。久保田氏は、有限会社マルシン久保田を経営をされておりまして、2級建築士、2級建築施工管理技士等を取得されておりまして、評価審査委員として適任者であると思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第2号は同意されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は10時20分。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時21分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、日程第17 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、2番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 2番 阪東です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより通告書に従いまして一般質問の方をさせていただきますと思います。

まずは最初に、住民票等の交付に関する本人通知制度について伺います。

この制度につきましても、住民票の写しや戸籍謄本などの本人の代理や第

三者に交付したときに事前に登録した人に対して、その交付の事実を通知することによりまして、住民票などの不正請求や不正取得を防止するために、今、甲良町におきましても昨年7月より実施がされております。他の市町村についてはもう少し早かったと思うんですけども。それに従いまして、約1年の経過がしたわけでございます。それで、まず1番に、第三者に交付された証明書、それは昨年、7月からということで約1年ぐらいのデータがありましたら、過去1年のデータで何件あったかについて、請求別といいますか、証明書別という形のもので何件あったかお答え願えればと思います。

○建部議長 住民課長。

○山田住民課長 阪東議員の質問にお答えいたします。

総件数は1,458件でございます。その内訳でございますが、戸籍に関するものが1,621件、住民票に関するものが706件でございます。よろしく申し上げます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。そのうち、事前に住民の方が登録されて本人通知をされた件数ですね、今ほど総1,458の中から何件あったか、お答え願えますか。

○建部議長 住民課長。

○山田住民課長 4件でございます。

○阪東議員 続いて③の方に移らさせてもらいたいと思います。

昨年7月にかなりそういう事前登録者というもので甲良の広報を通じていろいろ案内がされたわけでございますけれども、実際今、通知の請求をされている登録者数は何件、何人であるかということで、登録者数に対して、大体何%にあたるか質問したいと思います。

○建部議長 住民課長。

○山田住民課長 まず、本町の事前登録者数でございますけれども、現在109名の方が登録をしてくださっております。

町民に対するパーセンテージでございますけれども、1.5%となるものでございます。よろしく申し上げます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 もっと実際は多いのかなと感じたんですけども、今後、そういう登録者数、事前登録者数を増やしていかなあかんと思うんですけども、それに対して所管の課として、どのような意見を持っておられるか、よろしく申し上げます。

○建部議長 住民課長。

○山田住民課長 議員おっしゃるとおり、本人の通知制度に伴います登録者数



を増やしていくために町の広報、5月号の広報で啓発をさせていただきましたほか、窓口での啓発や、あるいは各字や団体等で行われます人権に関する学習会の機会を通じて、この本人通知制度の啓発に努め、登録者数を増やしていきたいというふうに考えさせていただいているところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 そしたら、ちょっと④の方に移らせてもらいます。

請求者というのはどのような方かという質問で、それと、取得の目的はどのような内容であったかわかれば、ここで同時にちょっと説明してもらえばと思うんですけども。

○建部議長 住民課長。

○山田住民課長 まず、請求者の内訳でございますけれども、住民基本台帳法、あるいは戸籍法の法に基づいて交付できる者として、弁護士や司法書士などの8士業と言われる、そのほか公用請求、あるいは委任状、銀行、債権回収業者、あるいは企業、そういったところから第三者交付がされているところでございます。

本人通知制度の目的でございますけれども、本町に甲良町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱がございますが、その第1条の目的に、住民票の写し等を第三者に交付した場合においては、事前に登録した者に対し、その交付の事実を本人に通知することにより、住民票の写し等の不正な請求を抑止し、住民票等の不正な取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としているところでございます。

以上でございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど請求者が取得に対してどのような目的で使うのかということとはわからないんですかね。例えば、そういうふうな弁護士の方がこういう目的というふうな書く欄はないんですかね。

○建部議長 住民課長。

○山田住民課長 第三者交付の請求のところには、請求目的というのは記載するようになっておりますので、ございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 それは、ある程度どういう目的というのは、知ろうと思えばわかるということで、これは本人の方にも、一応そういう目的でとられましたよというふうな通知も同時にされるようになっているのかなと。

○建部議長 住民課長。

○山田住民課長 今回、うちの要綱では、第三者から交付がありましたよということを通知をさせていただきますけれども、それが委任状なのか、第三者

なのかと。そこまでの通知でございまして、例えば弁護士であるとか、司法書士でありますとかからとられているというところまでの通知というのは要綱上やっております。

以上でございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。かなりこの登録者数が低いので、今後、増やすように努力をお願いしたいというふうに思っております。

続いて、2番の6町の行政クラウド共同利用についてお伺いしたいというふうに思っております。

ご承知のとおり、クラウドというのはコンピューターネットワークということで、日本語に直せば空の雲というふうな意味です。その使う目的というのは、投資がかなり安くなって、投資が安い上に最大の効果が得られるということで、今、かなりマイクロソフト、いろんなところで多く使われていると思います。また、拡張ステップというふうなところが小刻み、またビジネスサイズとか、IT投資ということが最適とされまして、また、資産を購入する必要がないために初期費用が最小化されるという利点もあります。同一業者でITシステムをフルカバーができるという利点もあり、共同企業が、アプリケーションが稼働するOSサーバー、回線などを用意し、全てのレイヤー、ITサービスが一括で提供できるために対応スケールが非常に大きいという本当の利点があるというふうに思っております。

そういった中、やっぱり、しかしながら、このITのことなので、懸念材料も非常に多いということを思っております。今回、この通告書を出してからなんですけれども、年金機構によるコンピューターのウイルスということで、個人情報流出というふうな形が、今現在大問題になっております。クラウドというふうな形のものは、基本的に雲の中にデータを放り込むようなイメージというふうなことで私は思っておるんですが、システム上。どこで何をされるかわからないというふうな雲をつかむような話というふうに思っております。もしかしたら雲の中を誰かが改ざんをして、知らないうちに雷雲や雨雲に変わっているかもわからないというふうなところがあります。

データが手元になく、万一消失した場合に、リカバリーができないというふうな面もあって、また、できにくいという面もあります。町の委託のクラウドは、国内というふうな形のもので問題はないと思うんですけれども、雲の中のデータというのは海外に格納されるケースもあります。そういった意味で、日本の法律ですね、個人情報保護法が適用されない可能性もあるというふうな形を認識していただきたいなというふうに思っております。十分に検討はされているというふうに思っておりますけれども、いくつかの質問を

丸の順番にさせていただきたいなというふうに思っております。

①で、共同化、共同利用する情報は、どのような情報が入られるのかというふうな形で、利用度の高い順番に、今、わかる範疇でいいですから、データの格納予定がどのようなものを質問したいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** まず、6町の行政クラウドですが、情報を処理するシステムの共同利用でありまして、情報そのものについての共有化、共同利用するものではありません。システム的には48業務のシステムを共同利用することにはなっております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほどの内容では、情報を得るだけの話というふうな形になってくるんですかね。共同利用ということで、そこに投げ込むというふうな形じゃないと。データを投げ込むという形じゃない。

それと、2番目に行って、クラウドを運用、利用されるわけなんですけれども、今の中身からすると、ちょっと若干、バックアップすると私は思っておったんですけれども、災害時に不通というか、不能になった場合について、町としてはいろんなデータをバックアップというふうな形はされないのかなと質問したいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** データセンターというのがありまして、データセンターの建物については耐震構造を採用してありまして、震度7相当の地震に耐えられる構造にはなっております。万が一に備えて災害データセンターとの通信が途絶した場合においても、役場のほうにバックアップサーバーにデータが蓄積される仕組みにはなっております。役場にもサーバーは置きます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 各市町村にバックアップはしていくというふうな形でいいんですかね。

続いて、3番目ですね。業種毎によって担当者のID、使う人のIDとか職場のIDというふうな形のものを付与されると思うんですけれども、そのときに、例えばクラウド認証の制約をどのようにされるかということで質問をしたいと思うんですけれども、基本的には必要のない会員の方がそこをのぞき込んでいけるのか、いけないのか。それを防止せんとあかんの、そこら辺についてどのような制約を、例えば仮に保健福祉課の方が住民課のいろんなものをのぞきに行きたいなど、とういうこは共通の場合はのぞきに行ってもいいんですけれども、ある程度、そういうふうな関係ないところをのぞきに行けないようにしておかんとあかんと思うんですけれど、その制約をど

のようにされるかお伺いします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、議員が言われたように制約はあります。住民記録や税情報など、個人情報を利用する業務については職員ごとにシステムの使用制限を設けておりますし、現在も設けておりますし、クラウド化されても考え方は同じであります。パソコンを使用する全職員にシステム使用許可申請書というのを提出させていますし、このうち個人情報を利用する業務を行う職員については使用するシステム名、また目的、また根拠法令などを明示させて、その所属長、住民課長、税務課長の決裁を受けた上でその権限を与えておりますし、当然、人事異動などで業務を行わなくなった職員は、その権限を取り消しております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 次に、4番目ですね。認証ですね、これは具体的にどのような形で認証されますかということで、今、認証の方法っていっぱいあるんですよ。例えば、当然、クラウドをのぞくパソコンというのは最新のパソコンやないとあかんと思うので、ただ、今回起こりました電子メールとはちょっと分離するというふうな形をきのうかな、言われていたように思うんですけども、その認証はクラウドのその会社からどのような形のものにされているのか。具体的に言うたら顔認証とか、指紋認証とか、番号認証とか、いろいろあると思うんですけども、ただ、番号というのは人に教えてしまえばすぐに行けるので、それをどのようにされているのかなと。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今回は、IDとパスワードによる認証です。番号認証です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 やっぱりできるだけ本人確認ができるところについても、やっぱり提案してもうて、かなり高い導入金額も払てるし、それぐらいは僕はできると思うんですよ。今、パソコンが写真をぱっと撮りよるから。そういうふうな認証のスタイリングも、やっぱり提案していかないと、開発業者というのはそこをサボったら、それだけ自分のところのもうけなので、そういうようなところもしっかり、やっぱり提案もしておいてほしいなというふうに思います。

それと5番目に、これは不正使用による流出防止のために職員教育と定期監査というふうな形についてどのようにされていくか、これは情報セキュリティも含めてなんですけれども、扱うためにどのように考えておられるのかを伺いたいなというふうに思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 研修につきましては総務課の方と協議しながら進める予定はしております。

定期監査につきましては、必要であるとは認識はしておりますが、現在検討している段階であります。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 監査は直接課長さんというふうになってこようかと思いますが、やっぱり自己チェック表というふうな形も十分に機能を果たすというふうに思います。みずから自己チェック、机を離れるときについてはすぐスクリーンセーバーがかかるようにして、相手が不正にチェックできないとか、そういうふうな形のものもできますし、例えばそれが何分という規定もちゃんとセキュリティーの中で、外したら何分でかかっていくかというふうな形のもを何かセキュリティーの形で規約をつくれればチェックもできると思うので、細かいチェックについても今後はやっぱり考えていっていただきたいなと思います。漏れては大変なので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、クラウドの初期投資は予算書とかで見ればわかるんですけども、今後、利用の費用というか、どれぐらいの割合ずつで6町が支払いをされるのか、お伺ひします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、各町の利用料ですが、まず、利用期間割と人口割というのがあります。そのうちで事業全体の利用期間割は25%、人口割は75%で算出します。そのうち甲良町は、利用期間割は17.38%です。人口割は9.84%であります。金額にしますと、6町で37億6,359万円で、甲良町は4億5,051万8,000円であります。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 これは年間の維持費用ということですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 10年分です。

○阪東議員 10年分。ということは4,000万ということ、1年間に。

○中川企画監理課長 そうです、平均。

○阪東議員 人口によって変わってくる。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 いえ、これは10年間固定で契約をしております。

○阪東議員 10年間で37億。そうですね。毎年支払うというふうな形、37億ぼんと払うわけでもなく。10年間で37億の経費がかかりますよと。

- 中川企画監理課長 6町で。
- 阪東議員 6町で。そのうちの4億が甲良町。10年間で。1年間で4,000万。
- 中川企画監理課長 平均で。
- 阪東議員 これ、どこのタイミングで払うの。毎年払うんですか。
- 中川企画監理課長 毎年です。
- 阪東議員 分割で。
- 中川企画監理課長 はい。
- 阪東議員 わかりました。どうもありがとうございます。

続いて、所得税の確定申告について伺います。

3月議会で予算の説明があったとき、今年度の税務課の方針の中でe-Taxの普及活動が取り入れをされていきました。その活動が、やはり方針で掲げていただいたということについては、やっぱり実際、その活動として見えるものにしなければならないということで次の質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず①で、甲良町においてe-Taxの個人申告者というふうな形のもの、ここに業者と書いているんですけども、業者というのは、多分税理士さんというふうな形のものが多分e-Taxでされているというふうに思いますので、個人の方がe-Taxの申告が昨年、どれぐらいの実績だったのかな、お伺いしたいと思います。

- 建部議長 税務課長。
- 上田税務課長 今のご質問でございますが、e-Taxというのは、ご存じのように国税、確定申告、所得税の確定申告の、通常は役場なり、税務署で確定申告をしますが、e-Tax、コンピューターで個人が家で確定申告ができるというものでございます。この26年度確定申告については、e-Taxでは203名の方がe-Taxでの確定申告を実施されました。業者というのは、個人事業主という意味で税理士なりに頼んでいるということになると思います。この区別はできておりませんので、全てで203名ということになっています。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 そこで、かなり、国税庁のホームページを見ますと、e-Taxの普及活動に取り組んでいるページがあると思うんですけども、利用者を推進する上で、やっぱり甲良町としてもそういう機会を、指導会という機会を、ここに方針として載せた以上は必要じゃないかなというふうに思います。そういった意味で、指導会を月1回とか、デモ機の訓練がちょっとあってというふうな形のを町民に対して、注意喚起も含めてこういうふうになっ

ていますよというものはお考えじゃないかなということでお伺いします。

○**建部議長** 税務課長。

○**上田税務課長** おっしゃるように、これ、国税にはなるんですけども、国税のデータを住民税でも使わせていただきますので、全く関係のないということではございませんので、e-Taxを推進するということで総枠の確定申告も増えてくるのではないかなという意味で必要だというように考えております。ただ、このe-Taxの端末は、甲良町にはございませんので、その端末での指導というのができない状況には今のところなっていると。今の啓発の状況としては、広報誌に載せているということと、そのパンフレットを税務課の前で配らせていただいているという状況のものをやっているところでございますが、今後、もう1つ、踏み込んだ形の対応が必要ではないかということは4町等で、合同で考えていきたいというように考えております。

先ほど203名ということでしたが、全体で確定申告が1,405人でした。1,405人でしたので、全体の203ということでは14%余りがe-Taxということで、これをもう少し20%なり上げていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 甲良町独自でそういうふうな教育というのはなかなかできないかもわかりませんが、やはり住民の血税というもので、やはり国としては成り立っているので、今の言う税務署から、やっぱりそういうふうな、町としても来て、そういうデモ機を持ってきてやってくださいよというふうな形のものも考えていただけたら幸いなというふうに思います。

続いて、公共公園の水道の無料化についてお伺いします。

私の地区の前任の前藤堂議員の2期目のときに、私もむらづくり委員の委員長をやっておって、公園の水道を無料にしてくださいよということでいろいろお願いをしてみました。結果として、公園以外にも集会所とか、1つの施設というふうなところについて10立方メートルまでの無料化というふうな形のものを実際していただきました。そういった面について非常に各13集落の負担というふうな形のものも減ったのではないかなというふうに思います。

しかしながら、まずそこで、10立方メートルの上限を超えるものについては各集落の負担ですよということで、決められた設定の背景というふうな形があると思うので、それについてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 水道料金の負担ということのご質問でございます。

水道の給水に関して、公共施設の軽減に関する規則というものが昭和56年に設定されております。それを見ますと、基本料金の免除ということになっておりますもので、10立米でやっている、上限というよりも、10立米だけを軽減というところが基本料金であるという設定がされたものだと考えられております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ということは、その他のそういう市町村を含めてそういうふうな、もともとやっておられたものを参考にされているという解釈を、今のお答えで思えばいいんですか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 近隣の町村で言いますと、甲良町だけという現状でございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 実は今回、質問をさせてもらったということについて、集落で維持されているメーンの公園が、非常に毎日外部から多数の方が昼飯というふうなものを食べながら来ておられます。せせらぎ遊園の里ということで公園のオープンということ、私も言うてますし、一部、もう閉めたらどうやと、トイレを閉めたらどうやという動きもあるんですけど、やっぱりこれはちゃんとオープンにしておくとあかんというふうな形があります。通常であれば10立米というふうな基本料で問題はないんですけども、昨年1年間、3回ほど子どもが悪さしたのか、大人が悪さしたのか、水道を出しっぱなしで10立米を超えてしまったというケースがあります。区長さんもびっくりして、言われておって、そういうところで、何か請求書ももらって初めてわかるという仕組みになっているので、ただ、言ってもらえばまた監視もするんですけども、それが直接また負荷に係るというふうな面については、ちょっとやっぱり考えてもらいたいなと思います。これは、やっぱり建設水道課の課題として一遍ちょっと持ってもらって、今日答えをもらうというよりも、やはりそういうメーンのところを見てもらって、ちょっとしっかりそのものはどうやと、過去どうなっておるんやというデータもあろうと思いますので、ひとつ、しっかり検討してもらいたいなということなんです。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 水道の会計といたしましては、基本料金を免除ということでさせてもらった分については一般会計からの負担ということで、補填ということでいただいているところでございます。他の自治体さんにつきましても、管理については大変苦慮いただいているところでございまして、毎年



役員さんがかわられておられまして、異常があった場合でも検針のお知らせ等を送ることにより修理、修繕、すぐに速やかに対処いただいているところでございます。こういうようなのを考えますと、無料化というのは、毎年かわられる役員さんの施設管理というのはなかなかできないのではないのかということも考えられるのではないかと考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 検討はしてもらって、とりあえず検討というのは料金どうのこのじゃなくて、素早く、こういう事情があったよと区長さんなり、そういう管理者に通知できるように徹底をしていただきたいと思います。

続いて、ふるさと納税について伺います。

甲良町についてもふるさと納税について現在もやっておられるんですけども、農業振興のために甲良米の取り扱いをしていただいて、大いに評価はできると思います。そのような中、やはり売り上げの何%というか、農家の上乘せというのは昨年も若干特定ではありますけれども、されたわけなので、今年の場合、そういう上乘せという形、JAに出してもらったとか、いろんな形を考えておられると思うんですけど、そういうことについては何もなしなのか、一遍そこら辺は、やっぱり甲良米と売っている以上は還元していかんとあかんと思うので、そこら辺についてはJAから買うにしたかて、どこで買うにしたとしても、やっぱり還元策を考えておられるのか。そないに大層に大盤振る舞いはできんと思うんですけど、そこら辺についてお伺いします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今年も5月1日からふるさと応援寄付金を始めさせてもらいまして、お礼の品としては、今言われた甲良米と天然水、また、町内の精肉店の肉、道の駅の商品など、多数そろえております。甲良米につきましては、今言われたように、農協さんの方から購入しようかなとは思っていません。今の還元のことなんですが、町の方といたしましても、寄付金を結構積み立てまして、寄付者の申し出、教育費に使ってくださいとか、福祉に使ってくださいとか、農業に使ってくださいというような申し出もありますので、そういう申し出の方に沿う形でまた施策を考えていきたいとは思っていますので、ちょっと個人に還元するということは今は考えていません。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほどの答えなんですけど、是が非でも、いろんな面があろうかと思いますが、十分に検討をしていただきたいと思います。

最近、やっぱりふるさと納税で電子決済というふうな形が増えております。電子決済のあるなしでは決済のあった方が簡単やし、一々紙をもらったりと

いうふうな形で、若者とといいますか、我々を含めてそういう便利なクレジットカード、また、チョイス決済というものが今後主流になってくるかなというふうに思います。そういった中で、やっぱり既にいち早くやってはるところについては先進的な面を持ってはるし、先見の明も持っておられると思いますので、甲良町においても優先順位が現在高いですわね。高い順にいてる間に、やっぱりそんなところにいち早く導入すべきだと思いますが、考えを聞かせていただきたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、議員おっしゃられたとおり、納税者の事務の簡素化にもなりますし、また、役場側の事務も簡素化されますし、費用についても安価でできますので、導入を考えています。申し込みが区切りのいい時期に導入しようかなとは思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 チョイス決済とか、クレジット決済を委託しようと思うとかなり費用がかかるんですかね。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 初期費用につきましては3万円で、月額利用料が5,250円です。利用可能な金額かなと思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 そんなにびっくりするような金額じゃないので、是が非でも早い時期に電子決済ができるような動きをかけていただきたいと思います。

続いて、6番目、学校給食センターについて伺います。

今回お聞きしたいのは2点だけなので、とりわけ地元の食材のかかわりについて、前回、地元の給食センターから移る際に対していろいろ質問があったと思うんですけれども、現在のかかわりはどうなっているのか、質問をしたいと思います。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 今現在、納入という形は、ちょっと把握はすかっと出ておりませんが、米、みそにつきましてはJA東びわこから納入をしていただいている。また、青果物、野菜につきましては近江青果から入れていただいておりますので、その中に甲良産も入っているというのは聞いておりますので、まだ数量については確定、数量はまだつかめておりません。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 地元食材が、そこに参入ができるのか、できないのか。今の言うせせらぎの里で売ってはるところですね、そういうようなところについては独自で参入ができるんですかね。やっぱり量が少ないのでできないんですか

ね。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 量が大分増えておりまして、せせらぎの里で賄い切れるだけの量がなかなかないというのは聞いております。参入そのものにつきましては彦根市の入札の指名業者に登録していただいて、その量の確保ができていければ誰でも参入はできると思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

もう1点、給食が、配膳が行ってから2カ月が過ぎたんですけれども、率直に先生とか児童とか生徒さんのおいしさというか、反応ですね。実はうちも孫が5人おりまして、どうやというふうに聞きますと、町の方がよかったというふうに全員言うんですよ。ほんで、そないにまずいのかなと思ひまして、ちょっと、これは人によって、食卓によってもやっぱり味つけが違うさかいにそういうことがあるかと思ひますけれども、そういうようなところで、やっぱりいろんな反応というか、そういうようなものはやっぱり今の学校給食のほうに持っていかないと、やっぱりよくはならないというか、給食やさかいに何を食べさせておいてもええわでは、やっぱり量もそこそこで、味もうまいというものじゃないとあかんので、そういうことも言うてもらうのは、この町の行政しかありませんので、そういった意味で、今現在、調査はしておられるか、しておられないか、わかりませんが、おいしさの反応はいかがでしょうか。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 私もちょっと気になりまして、4月当初、給食が始まりました時点で東西の小学校なんか尋ねまして、議員おっしゃるとおり、味については千差ありまして、おいしいと言っていた方もあれば、塩かげんがちょっと薄いという方がおられまして、いろいろございます。その都度学校なり、教育委員会の方から給食センターに申し出をさせていただいて改善をしていただいておりますので、現在、健康面に注意しながら、ずっとそうですが、しながら改善をしていただいているというふうに心得ております。

○阪東議員 どうもありがとうございました。より一層のおいしい給食になるように努力の方をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 議長のお許しを得ましたので、早速一般質問をさせていただきます

す。

まず、資料、1番目のところでいただいております。これ、3月議会で町長が年間3,000万ぐらいの赤字が出ているんだという話がありまして、ちょっと気になりまして、福祉課の方へちょっといろいろと調べに行きました。ある意味保健福祉の観点では、町民の福祉向上策、健康維持増進、弱者対策、その辺のところでもつながっているんで赤字も仕方ない面があるんだらうという理解はいたします。ただし、全体予算が厳しい中で、このままでいいのかという問題があるわけです。その辺で、この赤字が今後増幅させないような方向をとっていかないといかんたらうと。いわゆる最後、13番目に書いていますが、改善策をどうしていくかというところへ突き詰められていくかと思いますが、その辺の中で質問させていただきます。

回答書を、資料を何点かいただいておりますので、ある程度のところは、わかるところはこれを見て質問します。

今現在、これ、管轄課はどこになっているんでしょうかね、プール、香良の湯そのものは。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 保健福祉課の管轄になっております。

○西川議員 教育委員会は全く絡んでないという形よろしいんですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 保育園、小学生の方の利用のときには学校の利用という時間枠をとっておりますが、直接的にはありません。

○西川議員 それと、費用が、収支バランス云々でいろいろと書かせていただいておりますけど、年間諸経費のところとかで数字をいただいておりますが、ここにちょっと大きいのが燃料費だと思うんですが、2,000万、26年度で上がっています。この辺がどういう状況で買われているのかというところをお聞かせください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 町の灯油、町内業者の灯油の取り決めで購入業者が定期的に変わるようになっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 町が買われているという理解でよろしいですね。その辺で今、この中で指定管理が入っておられますよね、プールなんか。その辺でボイラーの関係なんかもあるわけですけど、指定管理会社が全国、あちこち、滋賀県内もやっておられますよね。そういうところが、当然石油なんかを買っておられる可能性があるかと思うんですが、そういうところのほうへ、これも併せて委託するようなことが考えられないのかどうか。ただ、業者は町内指

定業者でというような形で競っていただくというような形で、たとえ5%でも下がればそれだけの効果はあるかと思しますので、その辺が考えられないかどうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 現在は町内の業者の方で価格を決めていただいて、県価格、あるいは近隣の市町の納入している価格を参考に、そこからさらに努力をしていただく形で毎月話し合いをしながら入れていただいているということで、町内業者の育成ということも含めてやらせていただいています。

ただ、今おっしゃるように、燃料の購入についても指定管理業者に任せられないかということについても視野に入れながら、今のところは町内業者の育成ということで努力してくださいという形でやっておりますが、ゆくゆくはそういうこともやっていかなければならないかなというふうには考えております。ただ、今のところはまだそこまで業者の方には申しておりませんし、もっと努力してくださいという形での対応をさせていただいているという状況です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 油は相場がしょっちゅう変動しますので、いろんなところが、関係があるかと思うんですが、民間が買う方が大口需要者、会社だったら安く買える方法とかがあるかと思しますので、これは改善策の方の中に取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、修繕費等のところは後の方に回していきます。

過去10年間というふうには書かせていただいたんですが、データがないというので5年のところの分もありますし、開設が17年であったという形の中から、小中学生が夏、プールを利用していると思うんですけど、これは今、町負担となっていると思うんですが、いくら単価になっておるんですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今のご質問は、教育委員会がしているという教室のことですか。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 昨年ですが、26年度でございますが、私どもから無料券を配っております。その分の把握している範囲内でございますが、昨年、大人が60人、子どもが321人、合計で381人で16万4,025円を支払っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今言われた三百何人というのは、生徒数でいきますと、今、小中学生600人ぐらいいてるんですが、泳がない子あたりにはやらないという

ような理解になるんですか。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 これは無料券を何枚か配っておりますので、利用された後の精算という形でございます。各子どもたちには配っておりますので、精算という形でご理解をお願いします。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それは、そしたら一般入場という形の方なんですかね。学校のプール授業というのは無料ですか。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 ただいま申し上げましたのは、夏休みの利用でございます。学校の利用につきましては、また別でございます。学校の利用は、今現在、5月、6月を利用させていただきまして、東西保育センター、東西小学校が利用しております。その分については、また別で利用料は払っております。それについて金額、申し上げますか。昨年ですが、小学校につきましては、東小学校が17回で1,500人、西小学校が13回で1,198人、それから、東西保育センターでございますが、東が4回で133人、西が6回で120人、その分の費用としましては、決算額ですが27万6,480円を支出させていただいています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ここで福祉課長に聞きます。入場者数のところでジュニアと書いた数字が今、教育委員会が述べられた数字になるという形ですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 これは水泳教室ですので、別です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そしたら、一般入場の方に入っているということですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今の教育委員会が利用している分は、ここには書いておりません。これはプールの一般の方と水泳教室、健康教室を利用された方の数字です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ということは、まだ増えるということやね。売り上げ収入の中にもこれは入っていないと。

その辺でいろんなところが絡んでくるんですが、教育委員会の方もいろいろおやりになっているようなんですが、1つ、開設当初から3,000万の赤字がずっと続いているのか、今、急激に上がってきたのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 入場者数を見ていただきますと、利用されている方の数字というのは、ここ5年間ぐらいはほとんど変わらない状況ということで、当初から赤字はあったんですけども、それが開いてきているというわけではないと思います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 じゃ、通年それぐらいだという形になってくるんだと思います。次の質問に行きます。

水泳教室、それから健康教室、いろんなことでここでやられているというふうに出てきているんですが、甲良町在住の人に限るんですけど、医療費の減額につながるのか、体力増強や選手の育成というような形で小中学生の教室利用を無料化にできないかというようなことが検討できないか。ここ、改善をしろ、しろと言いながら、無料券を出したらまた増えるんですけど、赤字幅が膨らむ形になるかとは思いますが、そういうことも考えられないかということをお聞きしたいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現状ではちょっと考えられない状況です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 全体のことを考えれば、健康者が増えていけば医療費がかからないというような形で、全体から見れば減るところもあって、潤うところもあるかと思しますので、ひとつ検討していただきたいなというようなこともお願いしておきたいと思えます。

それから次に、町外の利用者数というのは、ちょっとこれではわからないということのようですが、近隣市町との施設の規模とか利用料、どのような差になっているかということとは比較されましたか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 公設では、愛荘町のラポール秦荘けんこうプールというものがあります。こちらのプールは規模が大変大きく、メインプールと、うちと同じプールですけども、それと歩行プール、子ども用プール、ウォータースライダーと、あと、トレーニングジムが併設されているという施設です。こちらの施設でもプールの利用料金につきましては、大人が1回500円という同額でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 同額だということは、新しい、きれいな方がええというような感じには受け取れるんですけど、その辺が今後の先々の課題になるのかなというように思います。

次に行きます。

水温、室温の管理がどうなっているかという形で、私も見に行かせていただいたときに聞いたのは、水温が年中31度と、プールが。ボイラーの方がちょっとわからなかったんですけど、お風呂の方はわからなかったんですが、今、プールの方はどのような状態になっているんでしょうかね。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 水温については31度ということと、あと、室温については35度を保っております。これは1時間ごとに測定をして記録をすることと、夜間と昼間では多少違いますので、その温度を一定に保つように努力しております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 夏場の31度というのは、ちょっと高過ぎると私は思うんですが、この辺がボイラーの関係で調整がきかないとかいうんやったら、水をようけ入れたらいいなという気がせんでもないんですけど、31度というのは健康面にも悪いかなど。あげくの果て、室温の管理で屋根にすだれをかけて日よけしているというような状態にもなっているかというふうにも聞いていますし、その辺のところ、この31度に保つ理由は何なんですかね。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 水温31度というのは、一応基準として決まっております。競泳等をする運動量が高くなるプールの場合には、水温を30度に下げるということになっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 31度の中で夏場泳ぐというのは信じられんけどな。それが規定やというんやったらええんですけど、皆、暑い、暑いいうてのぼせ上がってしまうような状態にならへんかなというのがちょっと心配になります。その辺のところ、実際泳いでみたらわかるかと思うんですが、まだ泳いでないので答えが私自身は出せませんが、ちょっとその辺は考えもんやなと思います。屋外プールでしたら、そんな高くはないですよ。その辺のところ、ちょっと気になるので、日よけの問題とその辺がどう絡んでいくのかとかいう問題、健康面から言ってもちょっと難しいかなと思います。

それから、次の給排水能力の問題ですが、費用と、これ、出しているんですが、この上水道、下水道というのは、プールの水が上水でやられているのか、地下水でやられているのか、排水はどうなっているのかという形をお聞かせください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 プールにつきましては、水は地下水を使っております。



オーバーフローしたものをもう一度またろ過器を通してということで、水が直接たくさん排水しないようにしております。排水は下水道ではありません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 地下浸透型が今いいのかどうかという問題もあるんですが、循環式で使われているという形で、総入れかえとか、そういうことはやってないということですね。月に1回やるとか、そういうことはやってないんですね。

その次に、ボイラーの設備能力が低下していると。調整もきかないと。温度の調整やとかいろいろな問題があるかと思うんですが、何基で、どのような使用形態になっているのか、お聞かせください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 ボイラーは4基あります。通常は3基で稼働しております。順番に3基を使っていくという形です。2基については平成24年度に更新をしております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それでお風呂と両方やっているという形ですね。修繕費が当然絡んでくるんですけど、修繕費がえらい安いなというふうにも思うんですが、この辺のところをまた後で聞かせてください。

それから、衛生管理を日々どうしているのかということをお聞かせください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 プールの水質については、遊泳用プール衛生基準に基づいて毎月実施しております。一般入浴の水質については、滋賀県公衆浴場施行条例に基づき、年に1回、実施しています。毎日の業務の中では1時間ごとに始業時と就業時に測定と、あと、1時間ごとモニターで監視をしています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 日々管理されているというふうに理解します。

それで、これの最後として、改善計画をどのようにしていくのかという問題をちょっとお聞きしたいんですが、この収支決算とか費用面がいろいろ見させていただくと、ちょっと私には理解できないところがあるんですが、後でこれは聞かせていただきます。改善策、どのようなことをお考えか、お聞かせください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 温水プールに関しては、清潔で明るい雰囲気づくりということに努めておまして、町民の、先ほどの健康づくりということで、健康寿命の延伸ということは町民のとても大事な目標であると思っておりますので、

そのために健康づくり、介護予防等の事業の中でプールの利用の促進ということ而努力していきたいと思っています。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** ちょっと今日は項目が多いもので、今日はこれぐらいにさせていただきます。

次の方へ行きます。

総合公園施設利用についてのところですが、総合公園の条例や規則はあるんでしょうか。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**川嶋社会教育課長** 甲良町の都市公園条例等規則が制定されておりまして、その中に甲良町総合公園も含まれております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** それはどこにあります。私、調べたんやけど、ないんやけどね。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**川嶋社会教育課長** 教育関係のところ、都市公園のところにあると思いますが、都市公園、このままで調べていただければ条例はございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** じゃ、そこは私の見落としだという形で調べさせていただきます。

それで、利用申し込みにあたって、ちょっと私のところへ来られた方が、いつ申し込みに行っても詰まっているという形で、月1回ぐらいは土日のところで使いたいんやけど、計画するのがそんな早う計画できないということをおっしゃっているんですよね。当然かなとも思うところもあるんですが、野球だとかそういうのだと年間スケジュールを組まれますけど、地元の方はそんなこと、全然考えずに思っておられると思います。その辺で、全く野球をさせないというようなこととか、使わせないとかいうようなこと、ほかのことに使わせないとかいうようなことではなく、せめて1週間前ぐらいまではフリーにしておいてあけておくというような日にちが設けられないかということを考えていただけないかということをお聞きします。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**川嶋社会教育課長** 現在実施しております許可関係の関係で、1カ月前に受け付けということになっております。それで、1カ月前、ほとんど使われるのはスポーツ少年団が使われるんですけども、大きな大会を除いては全ての面、多目的には2面ありますし、野球場は1面ございますので、いろんな調整ができるかなと思っております。それで、もし仮に押さえておられても、大会以外でしたら調整がききますので、そういうようなことも含めて今後調整をしていきたいと考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 よろしく願いしておきます。

次の給食センターについては、今、先ほど阪東議員がお聞きになりましたので、このところでは4番目のところをお伺いします。

町の給食職員から、臨時職やったか、正職やったか、その辺はあれですが、行かれた方が何名おられて、退職された方がどうなったか、再雇用につかれているのか、それともう1つは、待遇面だとか、給与面がどないなっているのか、わかったらお聞かせください。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 給食センターにつきましては、6名の方が臨時職、またパートの方が3名勤めておられました。その臨時職のうち2名の方が彦根の給食センターの方に入っております東洋食品に就職をされております。また2名につきましては、東西の保育センターに臨時職という形で勤務。残り2名につきましては退職されています。また、パートにつきましては、1名の方が東保育センター、あと2名の方が退職ということです。給与につきましては、会社の規定によって給料をいただいているものと思っております。また、私どもの役場につきましては、役場の規定により支給されていると考えております。

以上でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今、その人たちからは、行かれています方からは苦情とか、その辺は出ていないという理解でよろしいですか。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 東洋食品さんに行っておられる方についても私の方で何も聞いておりません。また、町の職員、臨時職とパートの方も勤めておられますが、その件については聞いておりませんので、順調に勤務されているものと存じ上げています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 じゃ、次、行きます。

野口出町間の道路拡幅工事についてお聞きします。

現状、いろいろと道路が変わってきておりますので、1番、2番、併せてお聞きしますが、今現在、どのような県との中では話を聞いておられますか。お聞かせください。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 野口出町の敏満寺野口線でございますが、湖東土木の方に確認をいたしました。出町側の方でございますが、昨年、コンサル発注で

用地補償の算定をされ、契約も済んでいる箇所もあるようでございます。また、今年度中には該当者全員の契約を締結ができるように進めているところだそうでございます。締結されてから工事になりますが、来年度中には発注はできるのではないかとということでございます。

また、野口側でございます。ご存じのように民間の開発が実施されておるところでございますが、用地につきましては確保はされておりました、契約も今年度中に契約されるようで、契約した後、その後着工されるということで聞いております。

完工の年月日でございますが、先ほど申しました着工が、野口については今年度で、出町については来年度ということ以外には、まだ詳細の設計ができていない段階ですので、完工まではわからないということを聞いております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 民間の方の野口の方は、のり面が確保できるような話になっていますので、できるだけ早くしていただけるように要請していただきたいと思っております。

次に移ります。

ちょっとこれは遺族会の会長さんとも話はしておりますが、そういう中で質問させていただきます。

今現在、金屋地先のところに、住所は正楽寺になっているかと思いますが、忠霊塔が建っております。忠霊塔の意味合いは、日清・日露・第二次世界大戦までの戦没者を慰霊するために建立されたと聞いておりますが、建立はどこの予算で立てたのか、今はどこが管理しているのか、図面はあるのかというような形をお聞かせください。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 忠霊塔につきましては、昭和26年に建設されていることはわかっております。図面等は、古いものなので所在の確認はできておりません。現在、管理は遺族会さんがされていると思っております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 塔自体に、ちょっと皆さんのお手元の、議員さんの方は見ていただいておりますが、塔自体に損傷が見られるわけですね。これ、きのうや今日にできたわけじゃないです。大分前からできているんだと思いますが、昨今のいつ起こるかかわからないような地震や台風が当地を襲った場合に、これは間違いなく倒れるんじゃないかなと。この写真で見ますと、この忠霊塔の真裏です。真裏のところちょっと幅が広いところの裏ですが、ごっそりと欠けているわけですね。ここに土が入ってある。この土が何か意味がよくわ

からないんですが、なぶるわけにもいかないもので、なっけていまして、これ、ぐらぐらっときたらいくんじじゃないかなという気がせんでもないです。それと、両サイドの袖のところのブロックなんかも落ちそうになっていますし、それから、床面ですね。この辺もクラックだらけになっている。その辺がちょっと大変危険であるという形で思いますので、一遍至急調査をして何らかの対策を立てていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 忠霊塔の方は、やはりコンクリートの劣化というのを確認させていただきまして、損傷がありますので何らかの対処をしていかないといけないと考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 対処をお願いしておきます。

それと、樹木の多くが大きく成長していまして、この写真では後ろのところしかわからないんですが、前のほうも大きな木が、昔、私らが遊んでいた時分にはもっと小さな木だったんですが、ものすごく大きくなっています。現状では遺族会の会員さんだけでは手に負えない状態になっていると。毎年掃除されているんですけど、下の方の枝を切るのがやっただというような形なんですね。切った木も、根本のところへ置いておくぐらいのことしかできへんのやということをおっしゃっています。それと、切り倒すとか、背を低くするとかいうことを考えていただきたいと思うんですが、お願いもされているかと思いますが、切るにも費用がかかるし、遺族会が切って、それで、それを処分するにも、それにも遺族会が金を出さないかんような状態になるのか、その辺のところの問題もあるので、ちょっと何とか対処してあげないと、高齢化が目立っていますのでね。会員さんも百何名おられるというようなところがあるんですが、現実はそのようなようけ来ておられません。その辺のところでも何とか対処をしていかないかん。この忠霊塔自身を今後どうしていくのかという問題までも含めた中で検討をしていかないかんものだろうと。なくするというようなことはできないと思いますので、その辺をどうするかということをおちょっと、樹木の伐採からのことでお聞かせください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 樹木の伐採のこと、処分のことについても今後、遺族会さんと話し合い、町と話し合いをしていくべきだと思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 費用の面も相談に乗ってあげてほしいと思います。

それと、現状で補助金が社協から出ているかと思うんですけど、社協の補助金が何ぼ出て、どれぐらい、どういうふうに使われているかというふう

わかったらお聞かせください。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 補助金として町の方から、27年度予算として13万5,000円を支出する予定です。これは、町戦没者追悼法要のお金が10万円と、字の忠霊塔助成金が3万5,000円となっております。そのほかは、会員さんの会費ということで収入がありまして、それを遺族会さんの方で使われているということです。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 13万5,000円でおやりになって、樹木の伐採とかその辺のときにどういうふうに行われているのかなど。費用を使っているのといったら、それは全然ないというふうにおっしゃっています。その辺のところも、会員も大分少なくなってきましたから苦しいんやと。あちこち動くとき、東京へ行くのは最近はないようですが、交通費、何回か行かないかと。その辺の費用もこの遺族会の会費の中から動いているというようなこともありますので、もう少しちょっといろんなことを考えてあげていただけないかなというふうにも思います。それはお願いしておきます。

次に、品確法と建設業法と入札のところでお聞きします。

今、法改正でいろいろと提案がなされてきて、国の法律が変わってきておりますが、法改正の理念を現場で実現するためには、本町としてどのような取り組みをしていくのか、詳しく説明していただきたいと思えます。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** まず、三法の改正ですが、インフラ等品質確保とその担い手の確保を実現するために、公共工事の基本となる品確法を中心に、関連する入契法、建設業法の一体改革をされております。

まず、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正の目的であります、インフラの品質確保と、その担い手の中長期的な育成と確保、建設業法の改正の目的は、建設業法の適正な施工確保と建設業の健全な発達。公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律の改正の目的につきましては、公共工事の入札の適正化でありまして、この三法の改正は、国と町と業者さんの役割があります。町の役割としては適正な予定価格ということで、最新の労務単価や資材単価を使用しております。また、不調不落の場合は再度積算の見直しの指示をしております。また、案件によりまして、速やかに契約ができるように、不落の場合は随契、随時契約ということも活用しております。

工事関係については、最低制限価格を設定しておりますし、入札金額の内訳がわかるよう、積算内訳の内訳書の提出もしていただいております。また、

計画的な発注が行えるように、発注見通しということで4月と10月に公表をしています。

最後ですが、公共工事の適正な確保のための施工体制台帳の作成、提出範囲の拡大、今までは金額で決めていましたが、それもこれで金額を省いて全部提出するということにしました。

以上です。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 今言われたのは法そのものを言われたと思うんですが、地域貢献について、貢献度をどのように取り扱っていくのかということをお聞きしたいと思うんですが、ここは大企業はいないんですよ。中小企業の建設業者しかいないという形の中で、甲良町の中で基幹産業みたいなところもあるんですが、仕事はほとんどなくなっている甲良町としてはですね。なくなっているような状態で、雇用を支えておられるのもその人たちがいろんなところで仕事を探してこられているというところもあるんだと思うんですけど、これをどういうふうに発展させていくのかということですね。その辺で、いろんなことで、入札制度の中で地域貢献度を判断されていくのかということをしてあげないと業者育成ができていかないというふうに思います。その辺をどういうふうにやっつけていこうとされているか、お聞かせください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 現在は、除雪事業に協力していただいています建設業者さんにつきましては、総合評定値、通称P点と言うんですけど、それを15点プラスしているだけであります。今、議員が言われたように、今後、除雪以外にも地域貢献の視点が必要かなというふうには考えておりますので、また今後、そういうことを検討を始めたいとは思っております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 貢献度は技術者・企業能力評価基準が最大20点あるわけですけど、この中で地域貢献度が10点あるわけですね。その辺のところでも今言われた除雪が1つあります。ありますけど、その辺で除雪の評価点は、いいところで2点ですね、除雪はね。その辺のところであるんですが、あと、災害活動実績云々と災害協定云々の協定が結ばれているかどうか。甲良町の場合に建設業者さんと。その辺が今は結ばれているかどうか、今後、結ぶ予定があるかどうか、その辺をお聞かせください。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** まだ協定は結べておりません。早急に結ぶ必要があると考えておりますので、やらせていただきたいと思いますし、それも企画の方と検討いたしまして、いわゆる地域貢献度に反映していきたいというふうには考

えております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** それと、もう1つ、ボランティアによる地域活動、この辺も加味してあげてほしいというふうに思います。

それから、次に、歩切りについてどのようにお考えになっているかということをお伺いしたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 歩切りについては、現在、そういうことは行っておりませんし、今後もすることは考えておりません。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 歩切りがないというふうにおっしゃいましたが、現実のところでの最低制限公表価格というのが入札前に公表されたというようなこともありましたよね。あれはもう歩切り同然ですわな、ある意味ね。その辺のところ絶対がないようにするというのを約束していただきたいなど。業者さんそのものも、やっぱりこういうことをすれば争いになってしまうわけですから、競争入札の中でもわかってしまっているような歩切りになっているような状態ですから、その辺はないようにということを約束していただきたいというふうに思います。

それと、次のダンピングの防止について、町の現状と今後どういうふうにされていくかということをお聞かせ願います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** ダンピングの防止ですが、建設工事の入札については最低制限価格を設けておりますし、今後、コンサル業務についてもそういう最低制限価格が必要かということも検討を始めていきたいなどは思っています。

○**西川議員** ダンピングは、品確法の中で担い手の育成だとか確保という問題があるわけですね。今、甲良町の場合、皆さん高齢化になってしまって若い人が職種がえしているような状態だとか、そういうところもあるかと思えますし、その辺が、なぜやというたら、ダンピング競争の最たるところで、こんな苦しいんやったらやめるわという発想に来ておりますので、その辺が発注者の責務として、やはりこういうことはさせないというような形の中で、育成していく方向へ阻害することのないようなことを考えていただきたいというふうに思います。その辺が、1つ、一番問題は、ダンピングをやったときの工事で請け負った会社は、やりたくなくてもやらなきゃ、品質を落とすとか、そんなことをしたくなくても、何とか検査を合格したらええわというようなことになってしまっただけですから、その辺のところをどういうふうにしていくかという問題が、管理だけをしていてもあかん。や



っぱり現場を見るんだとかいうような形で業者育成をやっぱり中小企業を育成していくと。甲良町の場合は、やはり育てていかなければいけないと思いますので、その辺のところをどう考えるか、ちょっとお聞かせください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** ダンピング対策も強化しないと、見積もり能力のない業者さんが最低の数字を入れたりしますので、当然、積算内訳書なりを今も出してもらっていますし、そんなんで確認しながらやっていきたいとは思っています。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 今言われました入札のときの資料を提出してくださいということを言われているんですが、いわゆる公側から資料を提供してやるという形、数量表、皆さんが見積もれるような、同等に見積もれるように国交省あたりはみんな出していますよね。ちょっと私も調べました。滋賀県だけはあまり出していないようですから、共通仕様書そのものが公表していないところがあって、この中身を教えてくださいと言っても、なかなか滋賀県の場合出していないところがあるんですね。ちょっと調べましたら、三重、愛知、岐阜、近隣全て聞きに行けば出してくれるというような形になっているんですが、やはり中小業者さんはそんなことすらもわずらわしいわけですか、積算するにあたって。その辺はこちらがやっていることがあるわけですから、公側として。その辺は親切心があってもいいんじゃないかなど。今、要求すれば出さなきゃいかんように国交省なんかはなっているはずですよ。その辺を取り入れていただきたいと。やっぱり入札がしやすい。それをしたら大概同じような金になるはずなんですよ。その辺が、共通仕様書の中身をもう少し皆さんが勉強できる方向とか、何かその辺のところを手だてを考えていかないと、国交省が一番楽やと。滋賀県の場合はちょっとこの間も、嫌になるわというぐらい資料を要求しても出さないと。いろんなところがまだあるようですから、その辺が皆甲良町も、各市町村、それにならっているところもあるかと思うんですけど、もう少しちょっとその辺、研究していただいてやってほしいと思うんですが、いかがですか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** そういう公表できるものやとは思っています。当然、周りの市町村の対応を一遍また調べさせてもらって、ちょっと入札審査会の方で協議はさせていただこうかなとは思っています。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** その辺、ひとつよろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、最後の項目になります。

これは簡単に済むかなと思って、報告書についてとだけ書かせていただいたんですが、きのう、全協で報告書をいただきまして、見させていただいて、ちょっとあ然として、これ、ちょっと問題があるなというふうに私自身は委員長として、元委員長として思っております。

1つに、きのうの話の中にも出ていましたけど、甲良町の恥を全国にさらけ出した事件でもあったわけですけど、あの盗水は。それを疑惑そのものがあるという形の中で今後の防止するための疑惑調査を議会の方では9回にわたり開催して、議員全員で何とかせねばいかんという形の中で協議して決議案をつくらせていただいて、議長から提出させていただきました。それについて6月の議会までにとということをお願いしておったわけですが、時間がなかったのかどうかはわかりませんが、私は議会も行政も、姿勢を正すために、少々無理だと思えるようなことでも何とか前向きに取り組んで解決の方向へ行かないかんという答えが出していただけるものだと思っていたんですが、全てとは言いませんが、解決に向けての誠意や意欲がみじんも感じられない回答書だったと思ってがっかりしております。

その中でちょっと聞かせてください。1番のところで、議員2名の方が多分同意書を提出されているはずですが、その辺の調査はされたんですか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 新たにお出しいただいた件につきましては、1件については従前でさせてもらっておりましたので、もう1件については点検に行かせてもらっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 行かれたということですか。行った。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 はい、そうです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そしたら、その辺で、1番のところにもせめてそれぐらいのことは書けるのではないかなというふうにも思います。

それと、有収率というのは何%が正解なんですか。私は、最大は100%やとは思いませんけど、平成20年のところで91.4%という数字があるわけですが、残り8.6%、漏水か盗水か消火栓か、ここが解決する最大の方策だと。それ以後には下がったのは、私は漏水とか、その辺のことだとは思いますが、最大の要因のところ8.6%、この問題がやはり取り組まないかん姿勢やと思うんです。そこを全然、何か弱腰というか、やる気なさというか、その辺がちょっとわからないんですが、有収率は何%が正解なんですかね。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 有収率の、ちょっと正解というものはないかと思っております。100送って100というのが一番理想は理想やとは考えております。ですので、今、これ、どこの部分を。有収率、7番ということでもいいですか。

7番については、当然、少しでも上がってきておりますので、調査についても今後やっていくということを書かせてもろうておるところです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 答えがすれ違いになっていきますけど、私の聞いているのは、ここは91.8と書いておるんですかね。91.8から100の間、ここが問題なんですよね。ここへ戻るのは普通だと思うんです、漏水か何かで。91.8まで戻るの。ここから100までの間をどうするのかというのが問題なんですよ。やはりそこら辺を全然、全く誠意がない回答やと私は思っている。こんなもの、3.何%が上がったからといって努力しています、そんなもの、全然関係あらへん、私に言わせたら。当たり前の話。そこをどうするかということ。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 91.8から100の間というご意見でございますが、今の段階では考えておりますのは、当然調査が必要なものだと考えておりますので、機器の性能、そういうのも含めてではございますが、今後、調査をしていきたいと考えておるところです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その辺がちょっと甘いと思は思う、その辺がね。考え方が。やはりここを急がなあかんと思は思うんです、どんなことがあっても。もとへ戻すのは当たり前の話。そこは91.8まで戻すのは当たり前の話やと思は思うんです。そこから先をどうするかということをおもみんなが心配しているわけです。そこら辺の理解、あんたもずっと出ていたんだから、ある意味、わかっているかと思は思うんですけど、やっぱりこの問題を解決せん限りどうにもならない。漏水は一切ないんやと。それでもまだ97やったと。ほんなら3%は何なんだという問題に突き当たらなあかんわけですわな。そこをいろんなことをして、少々無理難題はあるかもわからんけど、行政も協力してくださいよと。いろんな形の中で議員もこういうことまで考えたんだからという形で、我々にできるところは決まっているわけですから、そこをどうしようかという判断があるかと思は思うので、メーターで、漏水の、新規加入やとか水道メーターのところのもので検針の問題だとか、いろいろあります。時間さえかければできる話だと思は思うので、調査は。やっぱりおかしいなと思は思うところ、

学生がおったからどうこうなんて、それは1点の返事ばかりや、その辺な。その辺はやっぱりもっと違う角度で考えると、何かいうことをしていかないと、こんな問題、いつまでたつたって解決せえへんし、やはりそこら辺がちょっと、どう見ても私、理解できない回答だと、これはということで、このままの回答で済まされるということなら、議会を甘く見ているなという形で残念だと思いますが、再回答が得られないのなら、これは議会だよりもこのまま掲載することになるかと思うんですが、これで、こんな状態でいいかどうか、このまま我々に回答としてどうしても出すんだということか、ちょっとお聞かせください。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 昨日の全協でも最後の締めくくりということで議長からも言われましたとおり、3カ月の間の検討ということでございましたので、今後、これを案としてもう一度出し直すなりを考えております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 再度中身を協議する、し直すという形で理解していいですか。

この中で、1番のところもちょっと総務課長がお答えになっていましたけど、やはりこれだけの問題になったんやから、少々無理難題があっても前へ取り組む、行政もやっているんだよということが町民に報告できるようなことを考えてほしいというように思います。

以上で終わります。

○**建部議長** 西川議員の一般質問が終わりました。

ここで、お昼の休憩に入ります。再開は1時30分。よろしくお願ひします。

(午後0時06分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○**建部議長** 再開いたします。

次に、8番 藤堂議員の一般質問を許します。

藤堂議員。

○**藤堂議員** 8番 藤堂ですけど、質問をさせていただきます。

私の質問するのは、今、町が抱えている人口減少、それを何とか少しでも歯どめがきかないかなという思いで一般質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

そういったことですので、質問する小さなことまで答えていただく必要はないと思いますので、あらかじめ申し上げております。詰めて話をするつもりはございませんので、よろしくお願ひします。通告書では、簡単な通告書しか出しておりません。今までやってきたことをふまえながら、今、どうあ

るべきかという質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、農業振興、農業整備事業によりまして圃場整備ができました。この圃場整備によって農地の改革が全面的に行われてきました。その圃場整備するには農地法に基づきます青地でなければ整備ができなかったということがございました。ところが、全域にわたってできたわけではございません。集落の周辺とか、あるいは集落の中に立ちこもっている一部が農地で残っているところがたくさんあります。

それで、まず初めに、産業課長にお聞きしますが、その圃場整備をしたくてもできなんだ、あるいは、どうしてもできなんだという面積があると思います。それはどのぐらいの面積が甲良町で残っているのでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 全体的には圃場整備率が96%ぐらいで、あと4%がそういう土地です。

○藤堂議員 4%だとすると、面積に換算するとどれぐらいになります。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 25ぐらいだと思います。

○藤堂議員 25ヘクタール。

○若林産業課長 はい。

○藤堂議員 ありがとうございます。

続いて質問しますが、25ヘクタールの中に青地とされる、圃場整備をするときには先ほど言いましたように青地しか事業ができませんでした。それで、残ったところも青地のところはかなりあると思いますので、その青地として残っているところ、どのぐらいありますか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 ちょっとこれは把握しておりません。

○藤堂議員 あることはあるんですね。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 あることはあります。

○建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 どのぐらいあるか、半分あるとしても、その半分が白地と青地と混ざったような形で残っているというふうに私は感じているんですが、間違いありませんか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 集落周辺の土地が大半だと思いますので、青地と白地、入り乱れているとは私も認識しております。

- 建部議長 藤堂議員。
- 藤堂議員 その青地で残っているところ、今後、土地改良事業なり、小規模土地改良事業なり、あるいは農地として活用するために事業を起こすという計画はありますか。
- 建部議長 産業課長。
- 若林産業課長 そういう事業を農業サイドで行う場合には、地元からの要望等がないとできませんので、今のところそういう情報を聞いておりませんので、もしそういうような要望がございましたら、前向きに考えていきたいと思えます。
- 建部議長 藤堂議員。
- 藤堂議員 私の今まで経験した経過では、その残った土地の今後の農地としての利用をするために青地に持っていくというところは、私はないというふうに思うんですが、そこでお聞きします。その残った土地の青地、それを白にするのは可能ですか。
- 建部議長 産業課長。
- 若林産業課長 一応除外するには農振除外の5要件というのがありまして、その全ての要件を満たせば可能だと考えます。そして、例えば、それ以外にも農地法、建築基準法等の法令に照らし合わせた中に満たすものであれば可能と思えます。ただ、白地に外しても今の建築基準法等に、例えば道が狭いとか、そういうようなことがあればなかなか転用は難しいと、こう考えます。
- 建部議長 藤堂議員。
- 藤堂議員 青地を白地に、難しいかもわかりませんが、早くそれを1つの色に持っていかないと、農地そのまま、青地のそのままでも開発がされないと。ちょっとした、あそこの土地がちょっと欲しいな。息子の用地として欲しいなという場合でも青地がかんでいけば転用ができないというふうな感覚で私はいるんですが、そういった意味においても集落周辺の残った土地を早く白地に持っていくような方策はできないものかなという思いで質問しております。どうですか。
- 建部議長 産業課長。
- 若林産業課長 先ほど申しましたように、農振除外の5要件、全てを満たすということがまず必要でございます。それと、今、申されるように、土地についての個々の場合、いろいろな条件というか、立地条件があると思えますので、どのような場所のどのような土地を転用したいかというようなことにつきましては、周辺環境、いろいろございますので、個々の相談を受けていきたいと考えております。
- 建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 私の申し上げているのは、今すぐその土地を宅地化するという思いじゃなくて、いつでも宅地にできますよという段取りをできんもんかなという思いで話しているわけです。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 その農振除外の5要件の中に、不要不急、今すぐにじゃなしにあと数年後に、今、議員が申されたようなことでの転用というか、農地の変更というのは、はっきり言って難しいというのが現実でございます。今すぐに必要というような土地でなければ青を白に変えたりとか、転用ということが、なかなか今の5要件の中では難しいと。先を、未来を考えていくというのは、今の農振の転用では難しいということでございます。

○藤堂議員 わかりました。その土地は転用しようならできるということですね。すぐに転用するならできるということですね。5要件というような要件が満たせば。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 はい。5要件を満たせば転用はできます。

○藤堂議員 わかりました。

○建部議長 藤堂議員、小刻みの質問はいいんですけど、質問の要旨をまとめて、この件について質問をお願いします。

○藤堂議員 はい。私が質問しているのは、農振で圃場整備ができていない部分の土地を何とか開発につなげていけないかな。それによって人口の減少を少しでもとめられないかなというような思いで、次の質問についてもそういう思いで質問させていただきますので、前提はそこにありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは白地にするにしても何をやるにしても、地元というか、土地地権者の了解を得ないとできていかないというふうに思ひますけれど、できるだけ青地を農地としての価値がないと言ったら語弊がありますがけれども、魅力が農業にないのに集落周辺の形の悪いと言うたら悪いですがけれども、土地をそのままにしておくということにどうかなという思いで質問させてもらっていますので、そういった思いで聞いていただきたいし、これからの農業行政についても反映させていただきたいというふうに思ひております。

約25ヘクタール、それがなぜ私、言ひますと、最近、新聞の折り込みなんかには広告がよく入っています。その中に、分譲宅地の広告、あるいは建て売り住宅の広告、そういった各会社の広告がよく入っています。その場所を見てみると、彦根市はもちろん、近くしか入っていませんけれど、彦根市はもちろん、米原市、多賀町、豊郷町、愛荘町も時々入っています。ところが、入っていないのは甲良町だけ。甲良町ではどこも開発されていないとい

うのが人口減少のネックになっているというふうに私は思っていますので、そういったことをふまえながらこれからの行政に反映させていただけたらなというふうな思いで質問しています。農振法を変えるのは難しいかわかりませんが、努力をしていただきたいというふうに思います。

続いて、町道についての質問をさせていただきます。

先ほど農振の関係で開発という部分を申し上げました。道路というものは地域開発のバロメーターとも言われています。そして、道路のないところには開発されない。そういった思いで質問させていただきます。現在の町道は、区別すると1級、2級、その他道路ということでもいいのでしょうか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 その分類で分かれているところです。

○建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 そこで、その3種類の道路延長、わかりますか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 1級町道につきましては12.3キロメートルございます。2級、またその他は、ちょっと今、詳細としてはわかっておりません。今ちょっと手持ちがありませんので。

○藤堂議員 1級はどれだけですか。

○北坂建設水道課長 1級は12.3キロです。

○藤堂議員 12.3。

○北坂建設水道課長 はい。

○藤堂議員 この町道、今現在町道になっておりますのは、圃場整備でもとの町道を取り込んで、そして、圃場整備後にまた町道に変えた。本来は農道としての機能しか計画されていないので幅員も狭い。そういった状況の中で、昨今の交通事情を見ても、当然国道307、あるいは8号線、そして県道の彦根八日市甲西線、この西側ですね。敏満寺野口線、これは縦の線ですね。そういった道路は時間帯によっては大変混雑する。そのことは皆さんご承知だと思っておりますけども、人間の心理としてそういう渋滞に巻き込まれないような道を選んで細い農道、今現在の農道でも乗用車が走っていく。農道と言うたら今おかしいかわかりませんが、町道になっていますので。農道の機能しかないのに一般乗用車が、車が走っていく。これは人間の心理として、時間がかかるより燃料はたいて、少々遠回りでもしていこうという、これは人間の心理やと思っておりますけども、そして、その農道機能しかない道路上で事故が、人身事故やあるいは死亡事故、そういったことが甲良町でも何件かされていると思います。

そこで私が申し上げたいのは、12.3キロ、1級町道が建設課長として、



その12.3キロのどれだけが、改良しなくてもよい道路もあると思います。改良する必要がある延長はどれぐらいありますか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 改良と申しますが、一応1級町道につきましては5路線ございます。1級町道については一応片側1車線の2車線化がほとんどでございまして、センターライン、道路幅員の都合でセンターラインが入っていない路線もあるところでございますが、ほとんどが2車線化で供用しているということでございます。

○**建部議長** 藤堂議員。

○**藤堂議員** 普通、1級と言われると、少なくとも車自体が対向できる、あるいはセンターラインが引けるという、センターラインの引けていない1級はどれぐらいあるかということ聞いています。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 延長にしますと、約1キロ程度あるのかというところでございます。

○**建部議長** 藤堂議員。

○**藤堂議員** 1級で1キロですか。2車線とれん、センターラインが引けていない道路の1級は1キロですか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** はい。ほぼそのようになります。

○**藤堂議員** そうすると、次に続いて言えることは、2級道路ということになるんですが、それも1級に準ずる道路として拡幅しなくてはならないと考えておられる延長はどのぐらいありますか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 1級につきましてもセンターラインが入っていないというところもあるということでございますので、2級について拡幅、道路拡幅等についての思いといいますか、実施は考えていないところでございます。

○**藤堂議員** わかりました。なぜ私がこういうことを申し上げるかといいますと、先ほど集落周辺の農地を白地にして開発しよう、あるいは、後で最後に申し上げますが、圃場整備をした中でも開発のできるような方策はないのかという質問をしようと思っているんですけども、そういった点と線を結ぶ、その道路がなければ、いくらこっちを開発する、こっちも開発する、それでは意味は通じないという部分がありますので。そして、その点と線だけじゃなくて、甲良町だけでない他町村、他市町村からの連絡のできる道路が必要でないかなというふうな思いで質問させてもうてますので、一度私の提案として申し上げますが、建設課だけじゃなくて関係する課、そうしたところは

プロジェクトでも組んで道路現状がこのままでいいのか、町道はどうするのかという議論をしていただきたい。わずか1キロという話ですけれども、1級で改良せんならんところが。仮に1キロを拡幅するとして5メートルいったら5,000平米。5,000平米でセンターラインが引けて、そして、車道外側線が引ける。それぐらいの道路が幾つかは要るん違うかなという思いしておりますので、ひとつ検討のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、今ちょっと申し上げかけたんですけれども、拡幅のために5,000平米買うとしても、それを一気に工事まで持っていこうとすると無理ができます。これは金のかかる話ですので、それを2年後に、用地だけ確保しておいて2年後にやっていくとかいうふうなことも必要じゃないかなという思いをしておりますので、2級町道についても重要な2級であればそういう考え方を持っていってほしいなと思ひをしております。

そして、最後になりますけども、圃場整備をした中でも町行政が、ここは開発が必要やなど。また、集落からしても、この辺に分譲宅地ができんやろうかというようなことであれば開発もされますし、そのためには、今ネックになっております農振法に基づく青地、白地を、青地を白地にしていく、先もってしていく。それが一番大事じゃないかなと。その方策を考案していただきたい。それによって先ほど新聞広告の話もしました。開発業者がこれを見つけたら、必ず入ってくるというふうに思ひますので、時間はかかる、金にかかるかもわかりませんが、人口減少の1つの歯どめになればなという思いをしております。

1つ、法を抜けさすという部分については難しいかもわかりませんが、それは。そのために圃場整備をしてきたんですから。圃場整備をしてきた。ええとこだけとってというふうに思われると、けども、開発をせんと人口が増えてきません。そういったことでちょっと質問させていただきました。とりとめのない話やったと思ひますけども、ひとつよろしくお願ひします。これで終わります。

○**建部議長** 藤堂議員の一般質問が終わりました。

次に、6番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** それでは、話をさせていただきます。

同和地区も、そうでない地区も、誰もが平等に、安心して暮らせる地域と甲良町を目指すということではばらく、少しお話しさせていただきます。

同和問題の根本的な解決は、甲良町と町民の長年の願ひです。人口減少対策においても非常に大事な課題だと思ひております。私も同和問題、部落差別問題は特別な勉強をしたわけではありません。ですから、私が長寺出身とい

うことで経験をしたことが幾つもあります。しかし、以前も言いましたように、一般地区の人々を憎んだり、そのことを理由に差別されたとは思ったことはありません。差別糾弾などをすれば、かえってみんなと仲よくできなくなると思います。

一つ一つ学習してわかってきたことなのですが、同和問題、部落差別の問題は、歴史的には権力者が権力者の都合で住民同士を対立、分断させるためにつくってきたものです。大変遅れた住環境や、雇用の不安定、貧困の広がり、放置など、政治のゆがみでつくり出され、解決がされないまま放置されていること自体が大問題で、弱い立場の同和地域の人々が利用され、犠牲にされてきた歴史があると聞いています。現にさきの戦争では、貧しい同和地区の人々が前線に送られ、多くの犠牲を強いられたと聞いています。同和問題の解決には、人々の心がけを問題にするのではなく、憲法で定められたことを充実し、弱い者いじめの政治を改めなければならないと思います。そのためにも既に役割を終えたところの同和地域を特定した特別施策を全て終結して、名実とともに平等な施策、納得のいく施策、みんなが気持ちよく生き、暮らしていける施策の充実こそが必要です。

3月議会の予算決算常任委員会で、固定資産税の同和減免を3年間で順次廃止する方向を明らかにされたことを非常に勇気ある決断だと大いに評価したいと思います。多くの町民は、この決断を待ち望んでいたものと思います。同和地区の方々も、例えば十分自立できている所得のある町民は、何か割り切れない気持ちのまま減免施策を受けていたことが解消されることとなります。同じ減免額、500万、600万を活用するならば、所得の少ない町民に、より充実した減免措置ができるようになると思います。その上で、次の質問を、具体的に見解を求めます。

1つ、同和という名をつけた施策を全て終結することと思うが、いかがでしょうか。見解を求めます。この問題は町長に答えていただきたいと思いません。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 まず、私の方から。今現在、甲良町の方で特に同和という名前での施策を実施していないというふうな認識をしております。ただ、同和对策事業、ずっと行ってまいりまして、その実施後の残整備という形で残地の整理、また、今年度から始めています改良住宅の譲渡等々について事業を、残事業の整理をしているところです。早く整理できるように努めてまいりたいと考えております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 改良住宅もいいですけど、やっぱり同和という問題を、この

問題を解決していくのには町民目線で物を見て、町に還元できるような施策をしてほしいと思います。

次に行きます。

3月議会で固定資産税の同和減免を3年で順次廃止すると表明したことに対してはさまざまな抵抗が予想されると思いますが、行政の主体性を発揮して、着実に実行するよう、改めて要請しますが、いかがですか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今ほどのご質問ですけれども、答弁のというか、質問状にはこの要件がなかったように思っておりますので、これについては今、お答えはできないのではないかとこのように思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 3割減免というのは質問状の中にあつたはずですが。もう少し質問状をよく読んでいただきたいと思いますが。

○建部議長 丸山光雄議員、今のは質問項目には入っていたんですか。

○丸山光雄議員 入っています。

○建部議長 ここにはその項目はないので、今、税務課長が答えたんですが。

○丸山光雄議員 話の中にあつたはずですが。

○建部議長 税務課長、答えられたら教えてください、今の件。

○上田税務課長 3月にそのような話をさせていただいたということですので、そのとおりということになり得るのではないかなというように思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 この3割減免というのは3月議会で取り上げて答えをもらっています。3割減免、3年かけて減免するという話を聞いています。それで、そのことを実行してほしいということです。

○建部議長 丸山光雄議員、今、その答弁があつたばかりですので。やりますと言っているんですから。

○丸山光雄議員 それでは、やりますということでお願いしておきます。

2番に行きます。

各区が計画する対話集会や町の行事である町民集会、同和問題や同和差別を優先させたり、特別視しないこと、計画することを半ば強制的にしないことが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 甲良町ではせせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例がございまして、それに基づいて事業を実施しているものでございます。特別視、また強制はしていないと認識をしております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 各種団体に対する補助金を同和問題の研修に限定する押しつけをしないことが重要だと思います。見解を求めます。

○建部議長 今言ったとおりですけど、人権課長。

○丸山光雄議員 何回でも聞いていた方が。

○陌間人権課長 特に人権課としては各集落に補助金等も出しておりませんし、強制的に参加してくれとか、そういうことも行っておりません。

○丸山光雄議員 はい、わかりました。強制的にしていないということですね。要するに、各種団体の同和研修ということは自由ということですね。参加しようがしまいが、自由だということですね。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 人権擁護条例の中で、町の責務もございしますが、3条において町民の責務ということで差別の温存または助長をする行為をしないように努めるといふふうにございます。また、町が実施する施策に協力するようというふうに記載しておりますので、そのような形で町民には接していきたいと思っています。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 町民の中には、同和問題という言葉自身が出せない人もいます、私たちにこういうことを頼んでいる人たちの中にも。ですから、全部開けた町民ではないんですね。言えないで私たちに言ってくることもあるんです。だから、町民目線で行政もやっていくようお願いしたいと思います。

次に行きます。

長寺センター、呉竹センターともに、同和対策事業の拠点として長年位置づけられたことから、名称変更も含め、本格的に見直すことが重要ですが、行政としてどんな考えがありますか。お聞かせください。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 現在では、両センター、地域福祉の推進と人権のまちづくりの拠点というふうなことで展開しているところでございます。また、名称につきましては、地名を使わせていただいております、地域の総合センターとして住民からも親しまれ、特に名称変更等の声も聞いておりませんので、今のところ名称変更する予定は考えておりません。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 こういう長寺センター、呉竹センターというたら、大体同和地区に入っているのです、できたら考えていってほしいと思います。

次、4番に行きます。

両センターは名実ともに学区住民、児童、生徒の支援、交流を広げる交流

の場に位置づけることを改めて決定することが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 今、丸山議員がおっしゃるとおり、広く交流の場として位置づけていくことが大事だと思っております。今のこのセンター、人権啓発、また、住民交流の拠点として開かれたコミュニティセンターとして位置づけてございます。また、町民のニーズに沿った事業を展開していくように今後も啓発していきたいと思っております。

○丸山光雄議員 よろしく頼みます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 近江八幡市では、センターの位置づけを子育て、教育の拠点として保育士を配置するなど、充実していると聞きます。同和施策終結を明らかにするとともに、具体的な施策でも同和にかかわりなく充実すれば同和問題の解決にもつながっていくと思っております。それと、同和問題解決に向かっていけば、人口減少にも多いにつながっていくのではないかと思います、見解を求めます。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 今ほども述べさせていただきましたが、住民に広く開かれたコミュニティセンターということで活用していただけるように事業展開をしていきたいと思っております。

○丸山光雄議員 広がっていくことをお願いしまして、次の質問に行きます。

交通安全確保のために施設等の整備点検を。これはある町民からの要望であります。4月24日、主要地方道、彦根八日市甲西線の呉竹墓地前信号から東側の中央白線が消えており、対向車線にはみ出してくる車両が時々あり、大変危険であるため、早急に補修を求めていましたが、その後の町の対応と県の対応はどのようになっていますか。見解を求めます。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 4月24日に要望をいただきました。今月11日に彦根警察署と現場確認を行った後に、6月中にラインの施行をしたいと考えております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 6月中にはできるんですね。6月のいつごろまでにできるか、町民の方に知らせたいので、できたら期間まで、日にちまで言えたら。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 11日に警察との現場立ち会いですので、何日ということは申し上げられませんが、6月中にはやりたいという考えを持っております。

- 建部議長 丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員 危険な場所というのはどんな場合においても早く、素早く改善していくのが行政だと思います。もっと迅速にできるよう、要請しますが、これ以上は早くならないですか。
- 建部議長 総務課長。
- 中川総務課長 いろんな調整を含めて、できるだけ早くというところで今のところは6月中というふうにお願いします。
- 建部議長 丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員 ちょっともう一度、くどいように聞きますが、本当に彦根の湖東道路課に申請してあるんですか。
- 建部議長 総務課長。
- 中川総務課長 本道路につきましては町の管理ということになっておりますので、町の方でやらせていただきます。
- 建部議長 丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員 町独自でできる工事ですか。
- 建部議長 総務課長。
- 中川総務課長 勝手にはできません。彦根署の許可がないとできませんが、町の方で施行ができます。
- 建部議長 丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員 3回目かな。
- 建部議長 その件についてはやると、6月中にやると言っているんですから、私はそれ以上は要らないと思うんですけど。
- 丸山光雄議員 いや、危険な場所だから、できたら迅速に、その間に事故が起きた場合はどうするのか、聞いたかったんだけども。町は事故を起こした人の責任ですか。それとも町には関係ないですか。それだけちょっと聞きます。
- 建部議長 答えられたら。総務課長。
- 中川総務課長 そのことについてはコメントできません。
- 建部議長 丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員 私らいつも行政のやり方が、そういう毅然としたところがないところにいらいらするところがあるんです。もっと町民の目線から物事を、工事、仕事、いろんなことをやっていくのがあなた方の仕事だと思うんです。私らも含めてね。だから、そういうことは迅速に、早くやっていただくよう、要請して終わります。
- 建部議長 丸山光雄議員の質問が終わりました。

この質問は比較的早く進んできましたので、休憩なしで最後の質問に入り

たいと思いますが、よろしいか、皆さん。

傍聴の方もおられますので、続いて、じゃ、次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 最後になりましたが、早速質問に入りたいと思います。

今年には戦後70年の節目の年にあたります。戦争か平和かをめぐって、日本の針路の大きな岐路に私たちが立たされていると言っても過言ではない状況が日々展開をされています。国会の論戦でも非常に明らかになっているかと思うんです。私は、地方政治に携わる1人として、また、直接戦争体験のない、していない、していませんが、親がさまざまな戦禍の体験をしてきた事柄を次の世代に伝える人間として、今しっかりと安倍内閣が進もうとしている道を見極めて、声を上げていかねばならないと考えるものであります。日本の軍国主義は、15年戦争に突き進んだ経過と、私たちの先輩が、戦争は絶対に起こしてはならない。そのことを口にできなかった。戦争反対を抑え込まれた歴史の教訓を学びとることが大変重要だと思います。近年の戦争では、アフガニスタン、イラク戦争が象徴していますが、アメリカがさまざまな口実をつけて一方的に仕掛けている軍事行為であることを直視しなければなりません。そして、何よりも重要なのは、領土問題や資源、経済権益の問題、宗教、民族対立などのもめ事の種は、軍事作戦では一切解決をしない状況にあることを肝に銘じる必要があります。逆に憎悪の連鎖で問題をこじらせ、より解決を困難にしている状況ではないでしょうか。軍事強化で事を構える安倍内閣の暴走が目にも余る状況だからこそ、70年前の日本の戦争とは何だったのか。国民的総括を深めるとともに、戦争のない世界と日本の実現を求める私たちのメッセージが望まれるのではないのでしょうか。一人一人の国民、町民が戦争と平和を考える。その一つ一つの身近な取り組みが重要だと考えるものであります。

そこで、幾つかの質問をいたします。

1つは、戦争と平和を考えるテーマでさまざまな角度があると思います。例えば、広島・長崎への原爆投下。戦没者の遺品、遺書。戦争当時の日本国民の暮らし。また、杉原千畝、これは日本のシンドラーと言われて、シンドラーリストと言われている方ではありますが、6,000人の命のビザを発行し続けた方です。その方の展示などが昨年、豊郷で、豊郷の役場でされたと聞いています。そういうことが提起として必要だと思いますが、見解を求めたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 戦争と平和ということで、特に戦争はやってはいけないとい



うことをふまえて、そのことについて、今、幾つか事例を挙げられましたけれど、そういったことに対する取り組みはしていかなければいけないかなというふうには思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、昨年、甲良9条を守る会の要請を受けていただいて、町立図書館で8月2日から約1カ月、8月の末まで、人間と原爆写真パネル展を展開していただきました。今年は70年の節目の年を記念をして、役場の一角で、工夫をして、町の主催で何らかの開催を提案したいと思うのですが、検討はどうでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 役場の庁舎、相当狭いので、可能かどうかわかりませんが、パネルの調達も含めて、ちょっと検討しなあかんことがあるんですけど、できる限りのことはというふうにはちょっと考えていきたいと思えます。ただ、実際ちょっと無理なことが起きるかもしれません。その場合には、また図書館を使ってとか、いろんなことでの啓発ということは何かの形でできたらというふうには思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 確かに図書館の来場者と役場の来場者の層が違うんですね。小さい子どもさんを連れた若いお母さん方が来て、去年でもパネル展を見ておられる。私もしょっちゅう図書館と役場を行ってるわけではないですけども、総じて来場者の数から言えば、やはり役場の方がうんと多いのではないかというように思うんです。それで、気楽に入れる、いつも期日前投票に使う場所ですね。ああいうところを使っていただくなり、それから。ロビーの小さいところですけども、そこでパネルの工夫などをして展示、ぜひとも検討、難しい課題があると言われましたが、総論実施をしたいという前向きの答弁でありますので、これが実現ができるように検討をお願いしたいなと思っています。

2つ目に、これとも関連をしますが、恒例で人権を考える町民の集いがあります。講師はそれぞれ、私も行きたいなと思う講師が来られたときもあります。なかなか日程が合わないというのがありますが、そういう点ではこの節目の年を活かして計画をしていただきたいと。これ、夏祭りも大事な場ではないかと思えます。参加をしてもらって十分見てもらうかどうかというのはそれぞれの工夫が要ると思えますけども、やはりこの柱になるのは、最大最悪の人権侵害が戦争であるという点で、その立場を貫く中身をメニューとして組み入れるというのが大事かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 町民の集い、夏祭りも、実行委員会等がありますので、いま一存でここでどうという返事はできないんですけど、そういう意見があったということで委員会等には伝えていっていききたいというふうに思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ平和を求めるメッセージを、イニシアチブを発揮して提起、提案をしていただきたいなと思います。

3つ目は、これは修学旅行なんですけど、このテーマとして戦争、平和を考えるテーマは非常に有効かなと思うんです。その先は、沖縄の戦跡、それから、松本大本営の跡地ですね。これは2つとも私も直接体験をして行った場所なんですけど、非常にガイドさんがそのことを体験をされた、追体験だと思いますけども、そういう体験をしてガイドをされた方で、ガイドの中身にもよりましたけれども、非常にすばらしいものだったと思いますけど、修学旅行へのテーマ入れ、どうでしょうか。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 ご提案をいただきましたが、小学校、また中学校で戦争と平和に関しまして、教材の方で学習をしていただいております。小学校ですと国語の授業、また、中学校ですと歴史、公民の中で勉強していただきまして、今言いましたように、戦争と平和については学習をしていただいております。また、修学旅行につきましては、行き先の安全面、また、学年の学習を考えながら進めていただいておりますので、今後とも従来どおりの方向で進めたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 質問状の中には入れていませんでしたけども、広島・長崎の被爆地ですね。そして、もう1つは戦争体験者、被爆体験者の話というのは、ペーパーから受ける影響とは雲泥の差があります。そういう点では小学生、中学生、小学生の高学年ですね。それから、中学生は多感な年代ですから、視覚、体感から学ぶということが非常に、大変感受性も豊かになって受けとめてもらえるということですので、学校現場の検討や、それから受け入れもあることですが、ぜひ提起をしてテーマに入れてもらえるということが、今期は既にその計画が始まっていると思いますが、70年にかかわらず進めていただきたいと思いますが、どんな内容でしょうか。どのように考えておられますか。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 先ほど申しましたとおり、議員のご指摘はいただいておりますが、現状の方向で進めたいと思っておりますので、先ほど申したとおりでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 昨今の修学旅行は、テーマパーク、それからディズニーシー、ランド、そういうような傾向が強いというように聞いていますが、やはり修学、つまり青年期の入口、思春期の入口、そういうところで平和の問題、そして、人々の大事な営みをやっぱり実体験をしていくというのが大事ですので、ぜひとも学校への提起を積極的にしていただきたいというように思いまして、次に進みます。

4つ目ですが、これは町長に政治的な、きっちりとした立場で発信をしていく必要がありますので、お答え願いたいと思うんです。

安全保障法制が今論議をされていますが、歴代内閣が憲法9条のもとでは認められない、非常に明確な見解を持っていた自衛隊の海外派兵ですね。海外での武力行使を可能とするものとなります。ですから、反対を表明すべきではないかと思っています。少なくとも遺憾の意、あるいは国民合意のないまま強行しないことということを表明していただきたいと思いますが、見解を求めたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 大変大きな課題でございまして、日本の方向性を左右する大きな問題でもあります。国会の方で法整備を含めていろいろと議論がされておることでもあります。我々のような小さな町が、自治体が先走ってそのことについて表明をするということは差し控えたいなというふうにも思いますが、ただ、誰しも国民願うことは共通して、戦争は起こしてはならない。そして、当然、命にかかわるような方向に向いてはならないというふうな思いは皆さんお持ちでもあり、私個人としてもそのようには考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 決して一人一人の表明は先走りにならないと思うんです。国が今、とんでもない憲法の解釈変更だけによって法整備をやろうとしているわけですから、それぞれが発信をする、発言するというのが大事なところだというように思います。とりわけ町民の命、安全を守る町長の立場からも安倍内閣のこの暴走にきっちりとした意思表示が必要だと思えます。

それで、続けてこの項についての質問を続けます。

国会の特別委員会で、27、28日の両日、志位委員長が、安倍首相を追及したことから、平和、安全という装いが次々はがれ落ちて、まさにアメリカの起こす戦争に参加させられる戦争立法の危険性が浮き彫りになったと思います。

1つは、後方支援の名で、現行の戦闘地域には派遣しない、武力行使はしないとした歯どめをなくしてしまうことによって武力行使に発展し、殺し、

殺される危険が現実のものになる道を開くことであります。

2つは、治安維持活動への参加で、死者3,500人を出したISAF、国際治安維持支援部隊にも参加を否定していないことです。

3つ目は、集団的自衛権の行使発動で、アメリカの戦争にノーと言えない政府が持つ危険、本質的な危険が明らかになりました。これは、ベトナム戦争のトンキン湾事件が捏造であったことを当事者らが明らかにしたにもかかわらず、日本政府として反省はもちろん、事実関係をアメリカに問い合わせ、調査もしていないことが判明して、イラク戦争の口実とされた大量破壊兵器の存在がにせ情報だったことが判明した歴史の事実にもアメリカに抗議をせず、日本政府も反省しないことが明らかになったことです。さらに、志位委員長が明らかにしたアフガニスタン、イラク戦争の派兵任務を終えた自衛隊が帰国後、54人も自殺していること。イラク、サマワの宿営地に少なくとも14回の砲弾が撃ち込まれていた歴然とした事実などがスポーツ紙やウェブサイトなどを通じて広がっています。

そこで、これに関連をして質問をいたしますが、6町長、あるいは市長も含めて、有志の首長がそろって戦争法に反対する共同記者会見などを働きかけていただきたい。つまり、甲良町の北川町長だけが表明をしている。これ、各地で、米原市の平尾市長は既に戦争法、賛同できない、反対するというのを表明されていると聞いています。また、新聞紙上でも出たことがあります。そういう点では、共同をして世論を喚起する、国民に訴える、町民に訴える、こういうことが大事だと思うんですが、そういう働きかけをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 米原の平尾市長がどのような見解を公表されたか、私、ちょっと確認していないのはっきりしたことはわかりませんが、それぞれ自治体の首長もいろんな思いもあって、主義主張もあるし、そして、支持母体等もございます。そういう中で私が政権政党である自民党の安倍内閣に対してノーを全てを突きつけるということは、いろんな問題を抱える中ではちょっと非常に難しいかなというような思いもしておりますし、6町の首長も考え方がそれぞれの立場でいろいろ違いますので、そういう中で、こういうお話もあったというようなことで話をさせていただくということは可能かなというふうに思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っています。町長が言われた立場が違う、考えが違うからこそ非常に値打ちが、私はあると思っていますので。というのは、新聞紙上でも野中広務さん、それから、古賀

誠さん、加藤紘一さん、これが戦争だけは進んではならないと。ですから、今度の立法措置は戦争に道を開いていく、非常に危険が高い。こういうリスクの高い法律だというように見解も出されています。その点では、立場が違うからこそ1つの一致するところで表明をしていただくことが大きなインパクトになります。政党で言えば、元公明党の副委員長の二見伸明さん、私と一緒にの名前なので忘れられない人ですが、この方も公明党の元副委員長という肩書きを、元なんですけども、持っておられて、私たちの新聞紙上にコメントを寄せていただいています。

そういう点では、私たちと対立、日常的には対立をしたり、別の意見では意見が違う方とも、この戦争法は、やっぱりそういう方向に進んではならないというのをつくっていく必要がありますので、私たちも働きかけを広げて、従来の専守防衛の枠を破って戦争につながりかねない法案の阻止に全力を挙げる決意を表明したいと思います。

2つ目に進みまして、道の駅せせらぎの里こうらについてであります。

丸山光雄議員が3月議会でも強調をされましたように、道の駅業務の成否は町政の評価に直結している課題だと思っています。それは、用地費等施設で4億7,000万円、周辺道路整備を含めると6億円に及ぶ初期費用を投入して維持管理、運営に年間数千万円をかける本町の一大事業に見合う町民合意が整わない中での開業となったこととつながっています。だからこそ地域産業の育成と、それを採算ベースに挑戦できる事業化まで高める戦略的見通しが重要です。それは、町民の暮らし、農業、子育て応援、医療、介護、健康福祉の充実で、町民に寄り添った町政運営でこそ理解が得られるものと確信をしています。町内関係者、諸団体との説明が不十分なまま指定管理に移行したこととと思っていますが、現に生産者組合の皆さん、役員さんなどからも苦情を聞くことになりました。それで、これからの町の姿勢が道の駅事業の成否の鍵を握ると思っています。

具体的な質問をしたいと思っています。指定管理に移行して以降の現状と課題を町がどのように分析、掌握をしているのか。町内の組合員は、出荷者ですね、は伸びているのか、支援策はどうかという点で見解をお願いいたします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 4月に移行して2カ月がたちました。来場者等につきましては、昨年と比べてほぼ同じで、売り上げは若干伸びているという状況でございます。指定管理者といたしましては、イベント等を定期的に行い、集客のPRに力を注いでいただいているところと認識しております。

生産者でございますけども、4月以降で2名増えました。支援対策といたしましては、今年度か産地交付金として水田に販売用の野菜を作付いただき

ましたら、二毛作圃場として10アールあたり1万5,000円の補助を考えているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、やはり道の駅の事業自体が、当初町が掲げていた政策目標を実現していく1つのステップとして活用をされているわけで、その指定管理者への指導をどのように担保しているのか、お尋ねいたします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 道の駅を中心といたしまして、農業の振興と観光振興の拠点として進めてまいりたいと考えております。その中で、指定管理者の中には農業指導を専門に行っていただけの方がおられますので、農産物の作付の管理指導、加工品の求評会等を随時行っていただくことを願っております。

そして、生産者の定例会議等がございますので、ここではお互いの意見を交わせるということもございますので、参加していただくように指導をしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、協定書のコピーをいただきました。協定書の24条、25条、26条ですね。ここで町と指定管理者との政策が実現していく枠組が書かれています。それで、大事なのは、この中にも答えねばならないとか、それから、意見を言うことが、意見を述べることができる。つまり25条の5ですね。意見を述べることができる。また、26条の2では、受注者が速やかにそれに応じなければならないというように、ねばならないというような表現もあります。しかし、ここはやはり双方が道理と納得を通じて、この政策目的に進んでいくことが前提だというように思いますが、ですから、そこで十分なる意思疎通をする上で、今、定期的な協議がありました。生産者がありますので、町との連携、定期的な協議機関の設置が、以前も私、提起をしたわけですが、協議機関の設置が不可欠だというように思いますが、どうなんでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 今、議員が申されますように、この基本協定の中にも町からの意見、また見るということができますので、まだスタートして2カ月でございますので、その都度問題が起これば対応していきたいと、こう考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私が言っていますのは、問題が起きたのか起きていないのかという判断自体も、それぞれ庁舎内で、また相手さんとの判断のずれも生じます。そういう点では、今言いましたように、常設の機関が必要だと思います。そ

れは、駅長だけで判断できない場合もあるんですよ。今、派遣されておられる平田さんが全責任を持って運営に当たっておられますけども、平田さんとて一会社の従業員という立場でありますので、そういう点では、この協定をされた4者の責任者がそろそろ常設の協議機関。頻繁にということにはなりません。しかし、年2回、3回という常設の機関を設置することが大事だと思いますが、改めて見解を伺います。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 販売の報告とか、それは月次していただくということになっておりますし、年に一度、一番最後で販売等、いろいろのことについて協議書というか、実績を出していただくとなっておりますので、その場において1年間の総括というか、ことを話し合いたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 経済活動ですので、日々動きます。また、月報告もそれぞれ上下があると思いますし、課題も大きいと思うんです。1年に1回だけでは不十分でありますので、指定管理者と十分協議されて、1年以上の年数回の常設の協議の機関が設置できるように方向を検討いただきたいというように思います。

3つ目に進みます。

道の駅事業を通じて町内経済、産業の育成、発展に対して、町行政がいかにかにイニシアチブを発揮するかが重要だと考えます。例えば、こうらの水が開始されてから4年が経過します。町内産業としての取り組みになっているのか、私は疑問を持っています。これは全ての農畜産物に共通する課題ではないかと思うのですが、いかがなんでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 道の駅を拠点として甲良町の農畜産物および加工品の販売促進、新たな特産品の開発につままして、生産者の方々がこれまで切磋琢磨していただいているところでございます。その結果、販売高につまましてもう少しずつではございますが伸びている現状でございます。特に米、イチゴ、米粉パン、弁当、花卉等につまましてはコンスタントな売り上げを上げており、消費者の方にも認知されている产品と思っております。

このように、一足飛びにはなかなかいきませんが、少しずつではあります。町内産業になってきていると考えているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 こうらの水を例にとるわけですけども、こうらの水の商品製造過程、これの過程で、どれか町内業者が担っているのかどうか。つまりラベルの製造、それからライン、それから運送等、それから水の詰める作業など、

そういう製品を製造する過程、それから出荷をしていく過程で町内業者を育成する具体的な計画、これはこうらの水だけではなくて加工品もそうですし、それから六次産業を言われているところで、とって、商品化をしていく過程で、雇用と、それから町内の業者が育成されていくというルートが必要だと思いますが、そういう計画があるでしょうか。

○建部議長 町長。

○北川町長 水についてお答えをさせていただきますと、水は現在、最初からですけども、三重県の桑名市の鈴木鉦泉さんという企業さんの方に全てを委託しております。そこはどのような業者かといいますと、いろんな清涼飲料水を含めて、会社の方で開発された飲料水やらを含めて全部取り扱っている、そういう業者さんで、例えば三重県の津市も、津の天然水等も全てそこに委託されているというようなことから私どももそこに依頼をさせていただいたということで、特に1本あたりの水の単価、これを非常に重要視を私どもはしております。例えばペットボトル1本に対しての値段が幾ら、あるいはラベルを印刷するにも版代が幾ら、1回のロットが何枚で、どの程度の値段というような、全て細かい値段までしっかりと見積もり、いろんな業者とも含めて相見積もりをとった中で、非常に安価にというんですか、安くできるというようなことでそこに全部をお願いすると。ただ、町内業者育成ということになると、ラベルの問題になると相当値段的な開きが出てきます。そういうことを考えたら、いわゆる委託、単価1本あたりの。これが今現在、我々がいろんな、例えば名神の多賀サービスエリアとか、あるいは、夢京橋やとか、あるいはキャッスルホテルやとか、いろんなところをお願いし、県内の各、県の指定の生協の売店も全て置かさせていただいておりますが、卸値が1本当たり75円、80円の世界なんですよね。だから、それ以上にコストがかかるような仕入れの仕方をしていたのでは、我々も幾ら動いても無駄になるということから、それを極力抑えるということになると鈴木鉦泉をお願いするしか、町内の印刷業者さんにそれを頼むということも不可能ですし、ペットボトルを頼むことも、当然運送の、運搬も皆入りますので、そういうことも含めて全部を委託しないとどうにもならん。

彦根市が、例えば例で、彦根市も彦根市の水道水というので同じ業者に頼んだんですね。1本150円ぐらいかかっているんですわ、単価的に。そういうことを考えると、我々は非常に安く上がるように、いろんなことを計算して取引の条件を決めたから、それで何とか今現状では、道の駅で100円でも売れるような、そういう形ができたのかなというふうにも思っております。

ただ、今後はいろんな検討をしながらやっていきたいですが、年々消費税



やら上がってくると、単価をこれ以上にコストを下げるということになると、1回のロットを、例えば10万本とか20万本とか、そういう大量のロットをつくるのであれば下がるかもしれないが、今現在、私どもが頼んでいるロットが、大体8トンなんです。1回の水の量が。原水を8トンくみに来ていただいて、それを詰めてもらおうと1万6,000本ぐらいになるんです。だから、そのロットが大体、やっと去年あたりから1年間でそのロットが全部はけるといふところまで来ているわけです。それだけ甲良の天然水もご活用いただいているということにもなるのかなというふうに思っております。

したがって、そういうことが、ロットが今言うたように、コカ・コーラのそういうような水やらと比較したらコスト的には絶対勝てることはないんですが、我々としては精いっぱい形でやらせていただいているので、ちょっと町内業者にお願いするという事は難しいのかなというふうに思います。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 今、町長がるる説明いただきましたが、その中で、そういう中で販売量を増やすこと、そして、単価を抑えていくことと併せて、そういうような道を開けば町内の業者がそれを担える。どこかの分野がそういうように担えるような計画が立つのかどうか。また、立てることが可能なのかどうか。そういう見通しも必要だと思いますが、その方向性はどうなんですかね。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** これは、自治体が今現在甲良の天然水で一応PR目的でスタートした、そういうものでありまして、本格的にコカ・コーラのい・ろ・は・すじゃないですけど、そんな形で商売をするというのであれば、これは別会社で設立して、そのスタッフというか、職員をしっかりと配置してやらないと、なかなか難しい。販路の問題があるんですよね。だから、この販路をどうするかということ是非常に大事なことであって、たまたま私どもも去年から、ふるさと納税があるから、ふるさと納税の中にも、いわば天然水として挙げさせていただいているということによって販路の拡大をしたわけです。それがないとそれも、今の1万6,000本というのは、年間消費というのは難しいかなということにもなりますので、なかなか販路の拡大というのは、ちょっと今の段階では限界に来ているというふうには私は思っております。ただ、ちょっとでもようけ販路が開けるように努力はさせていただきます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** こうらの水が、評判が広がって甲良町が発信されるということが必要ですし、同時に、その事業化ができるのかどうかも難しい課題ですけども、検討の視野に置くということも大事なことかというふうに思います。

そこで、4番目ですが、加工所の利用を道の駅の出荷に限るとしている制

限をなくすべきではないかというように思います。これは戦略会議のところでも発言がありました。本町を拠点とした生産活動を奨励する観点を持って、加工所の確保は業者それぞれの自力でというのであれば、少なくとも補助制度の創設が必要だと思いたしますが、見解をお願いします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 現在、道の駅併設の加工所で商品開発や研究という目的で生産者の方に利用をいただいているところでございます。利用いただいている生産者の商品も順調に売り上げをいただいております。商品開発から販売できる商品となってきたというように感じているところでございます。また、農産物を加工する生産者も増えてきており、利用者の方に不便をおかけしているところでございます。これらの問題を解消するというところで、今年度、旧の給食センターに加工所を設置することといたしました。このように、道の駅せせらぎの里こうらの直売所での販売を目的とする設置でございますので、道の駅への出荷に限るという制限についてはご理解願いたいと思います。

補助制度の創設につきましては、現在あります甲良町せせらぎ農産物振興事業補助金の活用をいただきたいと思います。そしてまた、国の施策にあります六次産業化の補助を活用していただけたらと考えているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ視点を見ていただきたいと思いますというように思うんです。甲良町を発信しようとするれば、町外への出荷は不可欠な重要なテーマになります。加工グループが意欲を持って取り組みを強化するためにも支援が必要だと思います。マーガレットステーションの例をとりますと、その成功は、テント販売の地道な積み重ねと、プラス京阪神市場での小倉ブランドの評価を高めたことが重要な基礎となっていることが関係者から伝えられています。3の課題とも関連をしますが、町外への甲良ブランドとしての評価をどのように高めていくかという目標、対策の一環として加工所を町が提供するぐらいの支援策が必要だというように思うんです。そして、その上で、自力でつくる方については加工所の補助制度もして、直売所で残ったものを、漬物など、視察にも行きましたが、そういう加工所の設置をしている、あれは企業ですけども、町としてもそういう方向が大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 議員の申されるようなことでございますけれども、現在の旧給食センターの加工所につきましては、先ほど申し上げましたとおりに、今のところが狭いということで、利用者が増えてきたということで設置するも

のでございますので、道の駅せせらぎの里の直売所に出荷するということが目的ということで制限があるということに、何度目にもなりますけど、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 再検討をお願いして、次に進みます。

次に、法律、条例、規則に基づいた正確な行政事務の課題です。

これは、行政職員としてはごくごくあたり前のことでありますし、行政事務を正確に行ってこそ信頼の回復、信頼が勝ち取られるものであります。昨年発覚した高額療養費相当分の額の町負担の還付請求漏れ問題のその後の顛末、どのようになったかという点で、具体的に4つ、報告をお願いしたいと思います。

1つは、勝手に印鑑が使われたと訴えていた町民に対する謝罪がどうなったのか。2つ目に、時効成立による損害額の補償はどうだったのか。3つ目に、町に保管を大量にしていた印鑑の処分はどうなったのか。4つ目に、再発防止策はどのようになったかの説明をお願いいたします。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 前に、多分12月議会か何かでいろいろ質問があったとは思いますが、相手方への謝罪については、町長および担当課長からしたというふうには聞いております。

それと、時効によって損害というような話ですけど、これにつきましては該当する職員への懲戒処分と。これも前回の議会で、前回、12月やったかな、ちょっと忘れちゃったけど、報告させていただいたとおり、町といたしましては厳しい処分をさせていただいたということでご理解をいただきたいというお答えをさせていただいたと思います。

それから、済みません、西澤さん、あと2点、何でした。

○**西澤議員** 印鑑の処分。

○**中川総務課長** 印鑑の処分は、面を削りまして、廃棄処分をいたしておるところでございます。もう既にしております。

それから、その後の、今後の対応ということでございますが、そのことについては、住民課長が新しく4月からかわっております、若干の引き継ぎはされているんですが、前回の経過についてはそこまで詳しくは行ってないので、そのことをふまえて今後どのようにしていくかということで、ちょっと住民課長の方から説明をさせていただきます。

それと、謝罪の件につきましては、すいません、申し遅れました、町の広報の方でも一応活用させていただいて、町長のコメントとして記載させていただいているところでございます。

○建部議長 住民課長。

○山田住民課長 西澤議員のご質問、再発防止に関することについてお答えをさせていただきますと思います。

前任課長からの引き継ぎ、それから9月議会の会議録から、問題発生要因というのが管理職の職務に対するマネジメント、職務管理がちょっとできていない。それと、職場内での上司と部下とのコミュニケーションが、やはり十分にとれていないということで、特に具体的な再発防止策といたしましては、現行の高額療養費請求に関する管理データというのがございますけれども、その管理データが、進捗が見える形、具体的には対象者が誰で、それから、請求にかかわります一連の手順があるわけでございますが、例えば、委任同意書を送付をした、戻ってきた、それから、保険者の方に該当の照会をした、その結果が戻ってきた、代理請求をした、代理請求の結果、入金済み、完了というところで、それぞれ日付を打つようにして、その方々が今どの時点なのかということを見える形にして台帳整理をするように指示をいたしまして、現在、運用をしているところでございます。

これだけではなくて、そういったような担当者のデータを見えるようにいたしまして、課長と課長補佐、すなわち管理職がそのデータの中にアクセスができる、担当者から報告をもらおうと、定期的に。そういったようなところでお互いが状況を把握していく。一番大事なのは、管理職が把握をするといったようなところで再発防止に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題は、ちょうど6月の広報の5ページに、高額療養費等についてというので説明が載せられています。こういう広報で明らかにしているのも今回初めてではなかったかというように思いますので、事務事業の正確な処理をお願いしたいというように思います。

それで、2つ目に進みますが、対外的に発行する文書の管理等、正確に執行されているのか、問題点はないのか、改善が必要なところはあるのかという点で質問をいたします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 役場から発出する文書という意味やと思うんですけど、役場の方では、役場の庶務規則というのがございまして、それにのっとって事務を進めているということでございます。

問題、全てが問題がないということではない。細かいところはあるんですけど、一応事務処理としては庶務規則で行っているということでございます。

す。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 具体的な例で私どもに訴えがありました。町民から既に訴えられている問題なのですが、今年の3月31日と同じ文面の3月24日付のAさん宛ての通知文、これには文書番号、課長名も、そして、公印省略も記入がなかったんです。対外的書面が規則等に従って発行されているのか、各課での管理が適切なのかと問われていました。しいては町民の要望、意見を正面から受けとめてくれているのかという不信につながっているというように思いますので、この点は当事者、それから改善をされたのか、経緯、簡単にで結構ですので説明をお願いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 具体的にどういう事例なのか、ちょっとわからないんですけど、一応役場の方では、事務規則では、文書の発送については文書受発件名簿というものがございまして、それに番号をとって発送するというのが基本でございまして。もちろん起案文書につきましても文書登録簿というものがございまして、起案したものについてはそれに記載するということになっております。

ただし簡易なもの、あるいは、役場の文書が簡易という言い方をしますと、どうでもええんかという意味じゃなくて、軽微に済ませられるものについてはという意味です、については、その辺は省略しても大丈夫というふうには庶務規則にはなっておりますが、もしそういった事例があったとすれば、そのことが徹底できてなかったと。省略できるとは言いますが、勝手に出してもええという意味ではないので、その辺の徹底はできてなかったのかなというふうには感じております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 具体的な事例は、企画監理課のAさんとしておきます。契約に行きかけたけどもやめますよというて中止になった通知ですね。これが3月24日に出されて、その後、31日には指摘があったので文書番号、そして課長名も入れて、公印省略、つまり正式な文書、つまり指摘があったわけですよ。こんな文書でええんかと言われて改善をされた1つの事例ですけども、ここに至るまでがなかなか複雑な行き違いがありましたのでこうなったんだと思いますが、改善されていますよね。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今の事例ですが、そういう話がありまして、ちょっと役場としてお断りするのに、2月で、口頭で断らせていただきました、30分ぐらい。いったんそこで話は終わったんですけど、3月になりまして書いたも

ので欲しいというようなことがありましたので、基本はうちとしては口頭で済んでいるものと思っていたんですけど、そういう要望もありましたので、口頭でしゃべった内容を書面にしました。課長名がなくて、企画監理課という宛て名で出しています。情報公開条例上、当然役場にある文書は全て公文書でありますし、文書管理手引きというのが役場にありまして、それで確認しても必ずしも課長名でというようなことは書かれていません。とりあえずしゃべった内容を文面にしたというのが最初の文書であります。そのことについて本人さんも行政機関のOBでした。昔はそういうふうにしてたと。発番をとってするのがルールやというようなことも言われたのは事実ですし、うちの方は別にそういうことにこだわったわけではないので、それなら、本人さんもちよっと息子の方に説明したいので課のところに課長名を入れてくれということ、番号を入れてくれという要望があったので、当然、それなら修正させてもらいますということで修正して出させてもらったという経緯です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私は文書のやりとりだけではなくて、さまざまな町民から寄せられる要望があります。できない場合はできない。こういう理由でということなのでキャッチボールがスムーズにされていくことでいろんな不信感が生まれない状況がつかれるというように思いますので、よろしくお願いします。

次に進みます。

人口減少の克服課題を考える視点について、多くは語りません。今回、私が提起をさせていただきますのは1つです。まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の初会合を傍聴しました。中身は大変意義深い、また、率直で、活発な意見が出されたという感想を持ちました。ところが、肝心の町民の傍聴は、丸山光雄議員と私を含め、3人だけだったんです。傍聴された町民も、ここで論議されていることを実際に実践するのは町民やでと。だから、町民が参加してもらおうように、もっと工夫すべきだと後で感想を言っておられました。

委員会の議論の受け皿とともに、委員会への反映させるために、町民こそ主人公をどう位置づけるのか。日々かかわるのは町民でありまして、町民の認識を深めずしてこの課題、つまり、人口減少を克服していこうという課題は前進しないのではないかというように思います。町民とともに考えるという視点を欠かせてはならないと思いますので、以前も提起をしました町民とこの委員会が連携をする、町民が参加するいろんな課題の設定が必要だと思いますので、見解を求めたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 当然のことではありますが、町民こそ主人公、町民の視点というのは行政の基本的な考え方だと思います。人口減少問題につきましては、昨年も二度、住民代表である2回の総務民生常任委員会でご意見を伺っております。また、まちづくり協議会でも昨年度2回、今年度も4月にそれをテーマにして意見を伺っております。また、1,000人のアンケートなり、聞き取り調査も行っていますし、今、議員が言われました外部委員会である甲良町まち・ひと・しごと総合戦略の推進委員会においても住民代表の方も入っていただいておりますし、また、誰でも参加できる公募枠でも2名参加していただいております。また、地元の商工会の青年部長も委員さんであります。また、この委員会も公開でさせてもらっていますので、住民の視点は十分反映できているのではないかというふうには思っています。

こういうことで意見をお聞きして、総合的にそういう意見を鑑みて、創生本部の方で総合戦略をつくっていききたいなというふうには思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、フリートークができる町民懇談会、この間の戦略会議もフリートークから始まりました。非常にいい内容だったと思うんです。それで、町民懇談会を各学区単位など、そうすると狭いかなと思います。適切な規模と回数で実施をしてはどうかと思います。以前、町民意識調査の中にあつた、できれば町外に転居したい。このひっくり返しで、できればこういうことがなくなれば、やっぱり町に残っていたいというのも逆に多いかというように思うんです。そういう理由が率直に話せる環境づくり。タブーもなく、追及、責めもない。これは、出ていくってけしからんとかいうことで責められない。そのことが大事だと思いますので、そういうルールのもとでの話し合いが必要だと思います。そうでなければ甲良町の場合、人口減少の真の原因、住宅や道路の問題が先行しているように思いますが、そこだけでは解決しない問題が私は含んでいるというように思います。解決の糸口をつかんでいく努力が必要だと思いますが、見解、お願いしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、議員が言われたとおり、住民説明会なり、住民の意見を聞く場を持っていきたいとは思いますが、ちょっと現実的にそういう場を開かせていただいても、先ほども言われたとおり、公開の傍聴でも2人、3人というようなことが現実かなというふうに思われますので、できましたらこういうことで一遍役場の方と議論したいとか、そういうどこかの団体なり、そういう申し出とかがもしあるようでしたら意見交換をしたいなというふうにも思っていますし、今言われた計画案について、計画案ができた段階でパブリックコメントなり、住民さんに意見を聞く。どういうふうにするの

かというのは、また推進会議の方でちょっと相談させてもらって、何らかの形では聞いていきたいなどは思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私たちがつながりのある人、特定の人に来てんかというのは言えますけども、行政が特定の人に、選んで来てもらうということはできませんので、ですから、区長さん、それから行政的にきちんとした組織の対象者に、まずは案内を出してもらって、区長さんには全員、誰かが来てやというようにして声かけもしてもらおう。文書だけではなかなか、広報で載りましたけども、見て行こうかというようにはなかなかならんのですよね。しかし、人口減少は何とかせんとあかんというのはみんなが思っているところですから、これを共有して進められるようにしたいというように思っています。

そこで、住宅の建設や雇用の確保、農業、子育て支援の充実、これらの課題だけでなく、アンケートにあった字の行事の問題、それから同和問題や不正の問題、これが、解決が大変重要な位置を占めるというように思いますので、改めて町民間の合意促進ですね、これがやっぱり不可欠ですし、いい町をつくっていこうというのは誰もが思っていることでありますし、行政もその立場で仕事をする。それから、議会もそういうことを目指しながら活動をするわけですから、町民との共有をぜひできるように私どももしたいと思っています。

その点で、そういうプロジェクト、それから、団体の方との懇談をして、出張で懇談できるという場を改めて広げていただきたいと思うんですが、最後に決意など、お願いします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今いただいた意見については、一遍、役場の対策本部がありますので、そこで諮ってまた考えていきたいと思えます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 誰もが健康で、そして、元気に過ごしたいというのが町民の願いですし、このことを共通の課題にして進んでいくことをお願いし、また、その立場で私たちも取り組んでいくことをお願いして、表明して、終わらせていただきます。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 3 時 2 6 分 散会)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 丸 山 光 雄

署 名 議 員 木 村 修